

国連ハイレベル 政治フォーラム報告書

～日本の持続可能な開発目標 (SDGs)
の実施について～



2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



Japan.
Committed
to SDGs

〈目次〉

1. 要約	4
2. イントロダクション	5
3. 報告書の準備	6
4. 政策措置及び可能にする環境	7
(1) 組織メカニズム	7
(2) 国家枠組みへのSDGsの組入れ	8
(3) 2030アジェンダの原則の主流化	11
(4) SDGsのオーナーシップ醸成	12
(5) SDGsに関連する優先課題の概況及び好事例	21
5. 次のステップ	50

1 要約

◎PPAP (Public Private Action for Partnership) を通じたSDGsの達成

1. 基本的考え方

日本は、2030アジェンダの策定に先駆けて、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な社会の構築に向けた取組や、一人ひとりが参加し、活躍できる包括的な社会づくりやそのための制度改革を進めてきた。また、人間の安全保障を基本理念に据えた支援に取り組むとともに、保健、防災、女性といったSDGsにおける中心的テーマを国際協力の軸に据えてきた。

こうした経験の蓄積に基づいて、我が国は、2030アジェンダの基本方針やSDGsの個別目標・ターゲットの策定において主導的な役割を果たした。

今後のSDGs実施の段階においても、世界のロールモデルとなることを目指し、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革するための取組を進めていくことを目指す。

2. 国内体制と実施指針

関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するため、2016年5月20日、内閣総理大臣を

本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部が内閣に設置された。

SDGs推進本部の下、NGO/NPO、有識者、民間セクター、国際機関等の広範な参加者から成るSDGs推進円卓会議を設置。2016年9月と11月の2回にわたり、円卓会議を開催したほか、パブリックコメントも実施し、広範囲にわたる関係者と意見交換を行った。この結果、同年12月に開催されたSDGs推進本部第二回会合において、2030アジェンダの実施に取り組むための日本の国家戦略として、SDGs実施指針を決定した。

実施指針には、ビジョンとして「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げたほか、5つの実施原則とフォローアップの内容を定めた。また、SDGsのうち、日本として特に注力すべき取組の柱を示すべく、SDGsの内容を日本の文脈に即して再構成し、以下の8つの優先課題を掲げた。実施指針の付表では、それぞれについて推進される具体的な施策として、関係省庁から提出された140の国内・国外施策を指標とともに掲げている。

1. あらゆる人々の活躍の推進（ゴール1、4、5、8、10、12）
2. 健康・長寿の達成（ゴール3）
3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション（ゴール2、8、9、

- 11)
4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備（ゴール2、6、9、11）
5. 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会（ゴール7、12、13）
6. 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全（ゴール2、3、14、15）
7. 平和と安全・安心社会の実現（ゴール16）
8. SDGs実施推進の体制と手段（ゴール17）

3. ステークホルダーとの連携

2030アジェンダの実施、モニタリング、フォローアップ・レビューに当たっては、省庁間や国と自治体の壁を越え、公共セクターと民間セクターの垣根も越えた形で、国際機関、各種団体、地方自治体、議員、科学者コミュニティ、協同組合等、広範なステークホルダーとの連携を推進していくこと、すなわち、PPAP（Public Private Action for Partnership）を通じたSDGsの達成を重視している。このため、SDGs推進本部の下、広範なステークホルダーから成るSDGs推進円卓会議を設置。実施指針の策定や、VNR準備において同円卓会議を開催して、意見交換を行った。

また、NPO・NGO、民間企業、地方自治体、科学者コミュニティ、国会議員といった各ステークホルダーの間でも、国内外におけるSDGs推進のための取組が広がり

を見せている。

SDGs推進本部は、2017年6月の推進本部会合において、企業や団体等の先駆的な取組を表彰する『ジャパンSDGsアワード』の創設を決定し、今後、民間セクターにおけるSDGsの取組を一層奨励していく。

一方で、日本国内では、国民の間のSDGsに対する認知度は未だ十分とは言えず、今後、SDGsの実施に国民的な運動として取り組むためには、国民一人ひとりにSDGsとは何かについての理解を広めることが重要である。このため、推進本部の下、あらゆるステークホルダーと連携して、SDGsの広報・啓発活動を国内外で積極的に実施していく。

加えて、2030年とその先の世界を担う子供たちに、持続可能な社会や世界の創り手となるために必要な資質・能力を育成していくための取組を推進していくことも重視している。このため、ESD（持続可能な開発のための教育）を更に推進するとともに、学校教育をはじめ、家庭、職場、地域等のあらゆる場におけるSDGsに関する学習等を奨励していく。

2 イン트로ダクション

地球規模で人やモノ、資本が移動するグローバル経済の下では、一国の経済危機が瞬時に他国に連鎖するのと同様、気候変動、

自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきている。このような状況を踏まえ、2015年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ（「2030アジェンダ」）は、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成された。このような性質上、2030アジェンダは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択された。

したがって、2030アジェンダを実現するための各国の取組は、開発途上国の開発に協力する姿勢で取り組むだけでは不十分である。2030アジェンダの副題は、「我々の世界を変革する」であり、その前文において、「我々は、世界を持続的かつ強靱（レジリエント）な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることを決意している」と述べられている。我々は、これまでと異なる決意を持って、国際協調主義に基づく積極的平和主義の下、国際協力への取組を一層加速していくことに加え、国内における経済、社会、環境の分野での課題にも、またこれらの分野を横断する課題にも、国内問題として取組を強化するのみならず、国際社会全体の課題としても取り組む必要がある。

日本は、2030アジェンダの策定に先駆けて、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な社会の構築に向けた取組や、一人ひとりが参加し、活躍できる包括的な社会づくりやそのための制度改革を進めてきた。また、開発協力大綱の下、人間の安全保障を基本理念に据えた支援に取り組むとともに、保健、防災、女性といったSDGsにおける中心的テーマを国際協力の軸に据えてきた。

我が国は、2030アジェンダが掲げる持続可能な経済・社会づくりに向けた先駆者、いわば課題解決先進国として、SDGsの実施に向けた模範を国際社会に示すような実績を積み重ねてきている。今後のSDGs実施の段階においても、世界のロールモデルとなることを目指し、国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革するための取組を進めていくことを目指す。

3 報告書の準備

日本は、後述するとおり、SDGsの採択を受けて、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を立ち上げた。

本報告書では、SDGs推進本部立ち上げやその下でのSDGs実施指針の決定といった、国内におけるSDGs推進体制の整備に

かかる取組の説明とともに、SDGsの各ゴールに関連して設定した日本の優先課題に沿って、国内外におけるこれまでの日本の取組状況の例を紹介し、今後の展開の展望を示す。SDGsの推進には、非政府主体も巻き込んだオール・ジャパンとして取り組んでいくことが重要であり、本報告書で紹介する事例には、公的部門の取組のみならず、民間セクターによる先進的な取組も含まれる。

本報告書は、同推進本部の下、関係省庁との調整を経て政府全体の文書として作成した。報告書の作成やプレゼンテーションの準備に当たっては、関係府省庁とステークホルダーの代表から構成されるSDGs推進円卓会議を開催した他、市民社会や民間企業を含む広範なステークホルダーとの間で意見交換を実施した。

4 政策措置及び可能にする環境

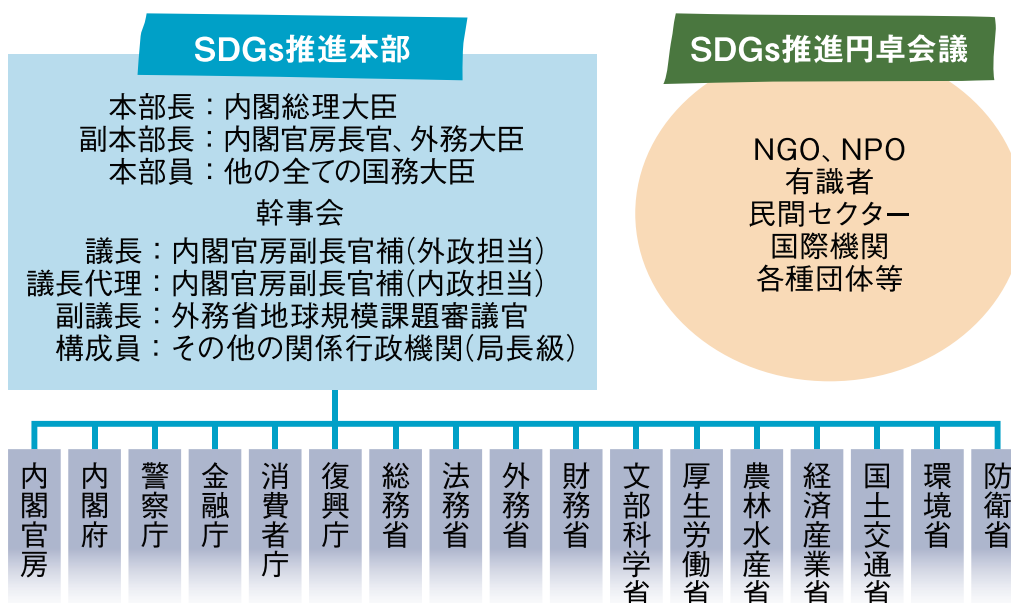
(1) 組織メカニズム

2016年5月20日、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部が内閣に設置された。同推進本部が、関係行政機関相互の緊密な連携を図り、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するための司令塔の役割を果たす。

推進本部は、関係府省庁が個別に行う取組と緊密に連携しつつ、特に以下の事項に重点的に取り組む。

- ・本実施指針の取組状況の確認（モニタリング）、及びこれに基づく指標の策

●SDGs推進本部



定・修正を含む実施指針の見直し（フォローアップとレビュー）

- ・ステークホルダーとの意見交換や協働・連携の推進
- ・2030アジェンダや本実施指針の実施に関する広報・普及啓発活動

SDGs推進本部の下でSDGsに係る施策の実施を推進することは、国内においては、日本が抱える経済・社会・環境分野の課題解決を促進し、持続可能な成長のための活力を強化することにつながる。また、国外においては、ODA等を通じた開発協力を積極的に行っていくことによって、国際社会全体のSDGs達成に向けた取組を支援し、国際社会の安定と繁栄を実現していくことができる。

(2) 国家枠組みへのSDGsの組入れ

(実施指針の策定)

2016年5月20日に開催されたSDGs推進本部第一回会合において、SDGsの実施のために我が国としての指針を策定していくことが決定された。これを受けて、パブリックコメントの実施を含め、広く国民等からの意見を踏まえ、広範な関係者と意見交換を行った。

この結果、2016年12月22日、推進本部第二回会合において、2030アジェンダの実施に取り組むための日本の国家戦略として、

SDGs実施指針を決定した。

同実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして掲げ、政府が、関係省庁一体となって、あらゆる分野のステークホルダーと連携しつつ、広範な施策や資源を効果的かつ一貫した形で動員していくことを可能にするため、現状の分析を踏まえ、優先課題、実施原則、推進体制、フォローアップ・レビューのあり方を定めた。また、「付表」として、8つの優先課題に対応する具体的な施策として、140の施策を、可能な限り具体的な指標と共に掲げている。

(現状の評価)

これまでの取組の結果、日本は、極めて高い水準の発展を持続的に達成してきた。その一方で、SDGs達成に向けて、日本として更に取組を強化すべき分野についても指摘されている。一例を挙げれば、ドイツのベルテルスマン財団と持続可能な開発方法ネットワーク（SDSN）が共同で発表した2016年の報告書においては、日本は、SDG 1（貧困）、SDG 5（ジェンダー）、SDG 7（エネルギー）、SDG13（気候変動）、SDG14（海洋資源）、SDG15（陸上資源）、SDG17（実施手段）の7つのゴールについては達成の度合いが低いと評価される指標が含まれている。

これらの課題の中には、既に日本が自らの重要な政策課題として掲げ、挑戦している課題も多数含まれているが、更なる取組が必要な分野もある。改めて、SDGsに照らした課題を洗い出し、既に我が国が国内外で進めてきた経験の蓄積を生かして、日

本自身と国際社会の持続可能な未来を切り拓いていく必要がある。

環境分野では、日本政府は、環境基本計画において、環境・経済・社会の統合的向上という方向性を打ち出した。また、2015年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約

Japan - Performance by indicator

Indicator	Value	Rating
SDG1		
Poverty headcount ratio at \$1.90 a day (%)	0	●
Poverty line 50% (%)	16	●
SDG2		
Prevalence of undernourishment (%)	1.2	●
Cereal yield (t/ha)	6.1	●
Prevalence of stunting, under-5s (%)	7.1	●
Prevalence of wasting, under-5s (%)	2.3	●
Sust. Nitrogen Management Index (0-1)	0.6	●
Prevalence of adult obesity (%)	3.3	●
SDG3		
Under 5 mortality (per 1000 live births)	2.7	●
Maternal mortality (per 100,000 live births)	5	●
Neonatal mortality (per 1000 live births)	0.9	●
Physician density (per 1000)	2.3	●
Incidence of tuberculosis (per 100,000)	18	●
Traffic deaths (per 100,000)	4.7	●
Adolescent fertility (births per 1000)	4.4	●
Subjective wellbeing (0-10)	6	●
Healthy life expectancy at birth (years)	75	●
Infants who receive 8 WHO vaccines (%)	98	●
Daily smokers (% aged 15+)	19.3	●
SDG4		
Expected years of schooling (years)	15.3	●
Literacy rate of 15-24 year olds (%)	n/a	●
Net primary school enrolment rate (%)	100	●
Population with tertiary education (%)	46.4	●
PISA score (0-600)	540.3	●
Share upper secondary education (%)	100	●
SDG5		
Women in national parliaments (%)	9.5	●
Female years of schooling (% male)	97	●
Female labor force participation (% male)	69.9	●
Unmet demand for contraceptives (%)	30.4	●
Gender wage gap (% male wage)	26.5	●
SDG6		
Access to improved water (%)	100	●
Access to improved sanitation (%)	100	●
Freshwater withdrawal (%)	18.9	●
SDG7		
Access to electricity (%)	100	●
Access to non-solid fuels (%)	95	●
CO ₂ from fuels & electricity (MtCO ₂ /TWh)	1.2	●
Renewable energy in final consumption (%)	4.2	●
SDG8		
Automated teller machines (per 100,000)	127.5	●
Adjusted growth rate (%)	-1.1	●
Youth not in emp., education, training (%)	6.6	●
Child labor (%)	0	●
Employment-to-population ratio (%)	60.7	●

Indicator	Value	Rating
SDG9		
R&D expenditures (% GDP)	3.4	●
R&D researchers (per 1000 employed)	10.5	●
Logistics Performance Index (1-5)	4.2	●
Quality of overall infrastructure (1-7)	6.2	●
Mobile broadband subscriptions (per 100)	120.5	●
Internet use (%)	90.6	●
Patent applications (per million)	343.1	●
SDG10		
Gini index (0-100)	32.1	●
Palma ratio	1.3	●
PISA Social Justice Index (0-10)	n/a	●
SDG11		
PM2.5 in urban areas (µg/m ³)	16	●
Rooms per person	1.8	●
Improved water source, piped (%)	98.7	●
SDG12		
Wastewater treated (%)	71.3	●
Non-recycled municipal solid waste (kg/person/year)	1.4	●
SDG13		
CO ₂ emissions from energy (tCO ₂ /capita)	9.3	●
Climate change vulnerability (0-1)	0.1	●
SDG14		
Ocean Health Index - Clean waters (0-100)	63.7	●
Ocean Health Index - Biodiversity (0-100)	90.4	●
Ocean Health Index - Fisheries (0-100)	29	●
Marine sites, completely protected (%)	34.8	●
Fish stocks overexploited or collapsed (%)	51.1	●
SDG15		
Red List Index of species survival (0-1)	0.8	●
Annual change in forest area (%)	1.8	●
Terrestrial sites, completely protected (%)	26	●
SDG16		
Homicides (per 100,000)	0.3	●
Prison population (per 100,000)	51	●
Feel safe walking at night (%)	70.2	●
Corruption Perception Index (0-100)	75	●
Registered births (%)	100	●
Government efficiency (1-7)	4.6	●
Property rights (1-7)	6.2	●
SDG17		
Official development assistance (% GNI)	0.2	●
Tax revenue (% GDP)	n/a	●
Health, Education & R&D spending (% GDP)	17.5	●

<http://www.sdindex.org/download/>

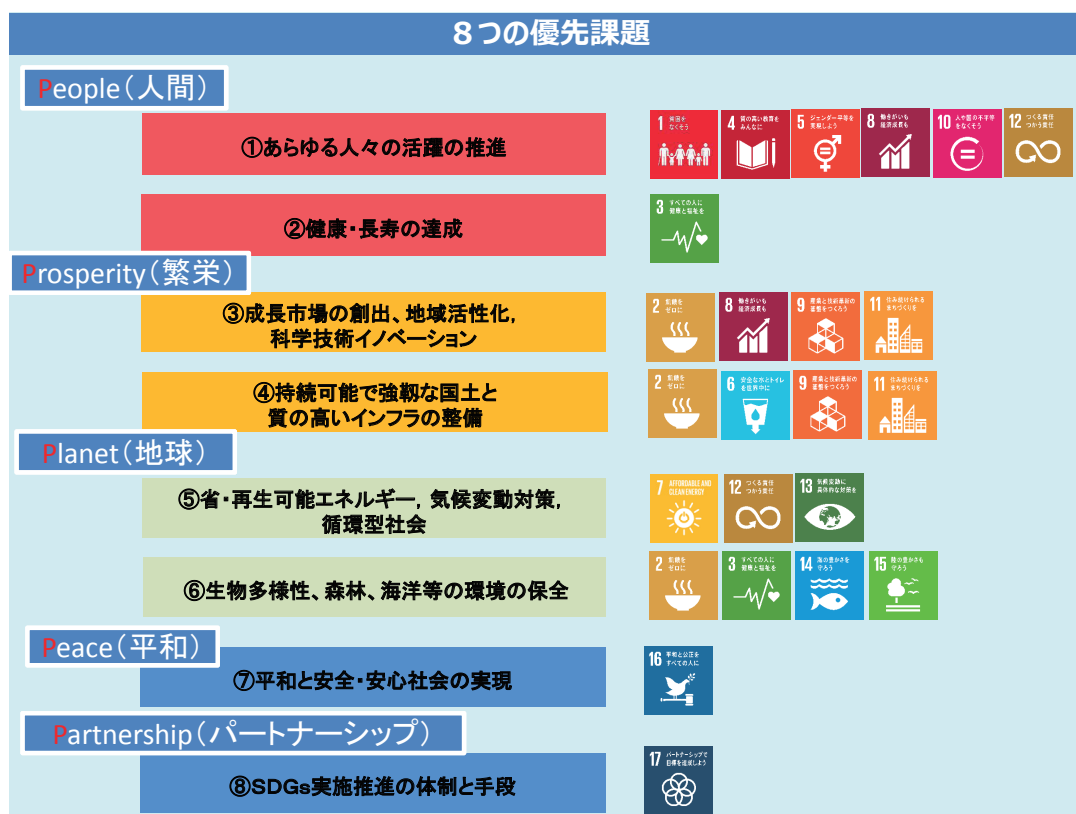
国会議において合意されたパリ協定やいわゆる「日本の約束草案」等を踏まえて策定された地球温暖化対策計画においても、環境、経済、社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図ることとしている。更には、循環型社会形成推進基本計画や生物多様性国家戦略2012-2020も策定し各種施策を実施している。こうした日本の取組は、2030アジェンダに沿った取組と言える。

更に、例えば、国際保健の分野におけるUHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）については、1961年に日本が達成した国民皆保険の過去50年以上の経験に基づく実績を踏まえ、日本の主張に基づいてSDGsの一項目として取り入れられたものであり、この分野での日本のリーダーシップは、「人間の安全保障」に基づく国際協力の実践と

して、今後も期待されている。

(優先課題)

実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的な向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めた上で、その達成に向けた取組の柱として、8つの優先課題を掲げた。優先課題は、SDGsのゴールとターゲットのうち、日本として特に注力すべきものを示すべく、日本の文脈に則して再構成したものであり、すべての優先課題について国内実施と国際協力の両面が含まれる。また、これらの優先課題はそれぞれ、2030アジェンダに掲げられている5つのP（People（人間）、Planet（地球）、Prosperity（繁栄）、Peace（平和）、



Partnership（パートナーシップ）に対応する分類となっている。SDGsにおけるすべてのゴールとターゲットが不可分であり統合された形で取り組むことが求められているのと同様、これらの8つの優先課題も密接に関わる不可分の課題であり、どれ一つが欠けてもビジョンは達成されないという認識の下、その全てに統合的な形で取り組む。

(SDGsの主流化)

2030アジェンダにおいては、「各々の政府は、これら高い目標を掲げるグローバルなターゲットを具体的な国家計画プロセスや政策、戦略に反映していくことが想定されている」と記されている。これを受け、我が国実施指針では、政府全体及び関係府省庁における各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては、SDGs達成に向けた観点を取り入れ、その要素を最大限反映するとしている。同時に、SDGs実施のための府省庁ごと又は各府省庁横断的な取組を推進していくための政策誘導として、必要に応じた関係制度改革の検討や、適切な財源確保に努めるとしている。

(3) 2030アジェンダの原則の主流化

(実施のための主要原則)

上述の8つの優先課題に取り組むに当たっては、「普遍性」、「包摂性」、「参画型」、「統合性」、「透明性と説明責任」の5つの原則

を重視することとしている。これらはSDGsの実施に取り組むに当たって、優先課題や分野を問わず適用されるべき原則である。SDGs推進のための施策において、これらの主要原則が実現されているかどうかを点検するとともに、新たな施策や施策の修正の必要性を検討するに当たっても、これらの主要原則を考慮する。

このうち、「統合性」として、「経済・社会・環境の三分野全てにおける関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取り組む。このため、施策の実施においては、当該施策に直結関連する優先課題以外のいずれの課題との統合的実施が重要であることを念頭に置きつつ、異なる優先課題を有機的に連動させて実施していく。」旨掲げている。例えば、2030アジェンダにおいて、SDGsの観点を国家計画等に反映することとされていることを受け、我が国の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた「環境基本計画」について、マルチベネフィット、複数の目標に対する統合的な解決、全員参加型、バックカスティング等の特徴とするSDGsの考え方も活用しつつ、現在その見直しを行っているところである。

(誰一人取り残さない)

「誰一人取り残さない」とのキーワードは2030アジェンダ全体の根底に流れる基本方針となっているが、これは、我が国が国

際社会で主導し、国際協力においても実践してきた「人間の安全保障」の理念が国際社会全体の目標の中に結実したものである。これは、我が国国内においては、一億総活躍プランの、誰もが活躍できる全員参加型社会の構築の方針を推進していることと軌を一にしている。更に、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組は、経済政策を一層強化し、それによって得られる成長の果実により子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが更に経済を強くするという成長と分配の好循環を創り上げることを目指しているものであるが、世界で多くの国が今後高齢化社会という現実と直面する中、いわば他の先進国に先駆けて持続可能な経済、社会づくりに向けて日本が示す新たな「日本型モデル」と呼ぶべきメカニズムである。

(4) SDGsのオーナーシップ醸成

(ステークホルダーとの連携)

2030アジェンダの実施、モニタリング、フォローアップ・レビューに当たっては、省庁間や国と自治体の壁を越え、公共セクターと民間セクターの垣根も越えた形で、NPO・NGO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体、地方自治体、議員、科学者コミュニティ、協同組合等、広範なステークホルダーとの連携を推進していくことが必要である。このため、SDGs推進本部の下、SDGs推進円卓会議を設置した他、広範なステークホルダーによる社会貢献活

動やその他SDGs達成に向けた様々な活動とも緊密な連携を図る。

▶ SDGs推進円卓会議：

特にアジェンダの推進・実施全体に係る事項については、関係府省庁とステークホルダーの代表から構成されるSDGs推進円卓会議を設置。同円卓会議を活用して緊密な連携を図る。

上述の実施指針策定の過程においても、円卓会議会合を2回開催し、実施指針の骨子や案文について意見交換を実施。円卓会議で出された意見も踏まえて実施指針を策定した。また、2017年5月にも円卓会議を開催し、VNRでの発表内容や、SDGsの取組の全国展開のための方法について意見交換を行った。今後も、アジェンダの推進・実施全体に係る事項について緊密に連携していく。

府省庁ごとの事項や府省庁横断的な分野別の事項についても、SDGs推進円卓会議とも関連させつつ、事項に応じて関係するステークホルダーとの意見交換や連携のための場の設置等を検討する。

既に環境省が実施しているステークホルダーズ・ミーティングや、文部科学省と環境省が事務局を務める持続可能な開発のための教育（ESD）円卓会議はそのような取組の先例である。

【事例】環境省のステークホルダーズ・ミーティング

環境省は、SDGsの国内における普及促進のため、国の役割として、多様なステークホルダーにおける取組を共有する場として、ステークホルダーズ・ミーティングを設置。平成28年8月以来3回開催し、のべ約600名の参加者を集め、SDGsに取り組む先進的な企業・自治体の事例を共有するとともに、関係者のネットワーク強化にも取り組んでいる。

海外の最新動向をこの場で共有したり、この場で共有した国内の取組を国際的な場で発信するなど、国内と国外の動きを連動させている。

▶ NPO・NGO（市民活動団体）：

NPO・NGOなど市民活動団体は、2030アジェンダの策定過程においても、様々な社会集団から構成される多様な人々の視点を反映させる重要な役割を担ってきた。今後、同アジェンダの実施において、「誰一人取り残さない」という2030アジェンダのビジョンの実現を目指す上で、脆弱な立場にある人々との協働や、その現状把握のための調査・研究、状況の改善のための国内外での事業の実施、国際的・地域的ネットワークを活かした問題提起や政策提言等において、NPO・NGOが果たす役割は極めて大きい。政府として、NPO・NGOや更には幅広い地域住民、民間組織や地縁型コ

ミュニティ組織、協同組合などもSDGs実施の重要なパートナーと位置づけ、効果的な連携を一層推進していく。

日本では、NGOが政府開発援助との連携により、途上国でのSDGsの実現に向けた開発や緊急人道支援のプロジェクトを行っている。また、NPOは国内の環境保全や貧困・格差是正、地域の持続可能性確保に向けた多様な取り組みを、政府や地方公共団体と行っている。ジェンダー平等や女性に対する暴力の撤廃、女性の健康と権利など、ジェンダーにかかわる課題への取り組みや、障害者への差別の解消や社会参画の促進などについても、当事者を主体とした取り組みが積み重ねられている。

これら、SDGsの達成を目指して行動する国内のNPO・NGOなどの市民社会のネットワークとして、「一般社団法人 SDGs市民社会ネットワーク（SDGsジャパン）」が2016年4月に発足した。政府は、同ネットワークを主な窓口として、様々な機会に市民社会との間で意見交換を実施しており、上述の円卓会議にも、市民社会からの代表者3名が参加している。また、NPO・NGOが主催する各種シンポジウムやセミナー等にも政府関係者が積極的に出席し、連携を進めている。VNRの準備に当たっても、本年5月、推進本部事務局とNGO/NPOとの間で意見交換を行い、HLPFに向けて市民

社会からのインプットを得た。

▶ 民間企業：

SDGsの達成のためには、公的セクターのみならず、民間セクターが公的課題の解決に貢献することが決定的に重要であり、民間企業（個人事業者も含む）が有する資金や技術を社会課題の解決に効果的に役立てていくことはSDGsの達成に向けた鍵でもある。既に一部の民間企業がSDGsに社会貢献活動の一環として取り組むのみならず、SDGsを自らの本業に取り込み、ビジネスを通じて社会的課題の解決に貢献することに取り組んでおり、政府としてこうした動きを歓迎する。

日本では、SDGsの採択直後の2015年9月、SDGsをテーマに未来の社会を洞察し、企業の変革とイノベーションを促すビジネス開発プラットフォーム「OPEN 2030 PROJECT」が発足した。同プロジェクトは、研究組織、省庁、自治体、企業、NGO・NPO、社会起業家など多様な価値観を持つステークホルダーと協働しながら「事業開発コンサルテーション」「共創事業ラボ」プログラムを提供している。

グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）及び公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）が、2017年4月、日本企業によるSDGsの取組の状況と特徴について、具体例とともに提示した報告書

「動き出したSDGsとビジネス ～日本企業の取組み現場から～」を発表した。

更に、経団連も、「Society 5.0」の実現を通じてSDGs達成を牽引するとともに、企業行動の規範である企業行動憲章及び同実行の手引きを見直すなど、企業・経済界によるSDGsへの取組を推進する動きが広がっている。

また、一般財団法人企業活力研究所CSR研究会は、日欧双方の企業等が実施しているSDGsに関する先進的な取組やステークホルダー間の連携について調査・分析し、SDGsを始めとする社会課題の解決に企業が貢献していくための提言を提示した「社会課題（SDGs等）解決に向けた取組と国際機関・政府・産業界の連携のあり方に関する調査研究報告書」を発表した。

また、ジャパン・イノベーション・ネットワークがUNDPと共同運営で、SDGs Holistic Innovation Platform（SHIP）を立ち上げた。SHIPは、SDGsの達成をイノベーションの機会として捉え、企業の技術・ノウハウで世界中の課題の解決を目指すオープンイノベーション・プラットフォームであり、国内外の多様なステークホルダーを巻き込んだグローバルな「SHIPエコシステム」を形成し、世界中の課題の生情報を集めるとともに、その生情報をもとに、SDGsを達成するイノベーション機会を探索し、日本企業を対象とした会員制度やプログラムを提供している。国内外のこうし

たイニシアティブが、企業によるSDGsの取組を後押ししている。

政府においても、例えば、環境省が、SDGs推進のために企業・業界団体のパートナーシップに注目し、企業及び業界団体がSDGsを実施するために特に中小企業向けの手引きの作成を進めている。

政府としては、今後の2030アジェンダの実施に際して、先進的な取組を行っている民間企業等のグッド・プラクティスの共有や評価、表彰等による奨励策を実施し、民間企業との更なる連携の強化を図るとともに、民間企業がイノベーションを生み出すための支援や環境整備に取り組んでいく。この取組の一環として、民間セクターにおけるSDGsの取組を一層奨励していくため、SDGs推進本部は、2017年6月の推進本部会合において、企業や団体等の先駆的な取組を表彰する『ジャパンSDGsアワード』の創設を決定した。

▶ 地方自治体：

SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステーク

ホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進していく。

先進的な取組に積極的な自治体の中には、SDGsを自らの施策の中に取り込む動きも出てきている。例えば、滋賀県や長野県では、県レベルで基本構想の中にSDGsを取り込むことについて検討を進めている。そうした取組の一環として、滋賀県では、本年6月1日に、大津市及び滋賀経済団体連合会と共催でSDGsのシンポジウムを開催。トマス・ガス国連事務次長補や政府関係者、有識者等も招いて市民を対象にSDGsの啓発を実施した。

また、我が国では、世界的に進む都市化を見据え、持続可能な経済社会システムを実現する都市・地域づくりを目指す「環境未来都市」構想が内閣府によって進められている。全国11都市が選定され、自律的に発展することができる持続可能な価値を創造するモデル都市として、様々な取組を実施している。

こうした「環境未来都市」構想の推進などとも連携しながら、市レベルでのSDGsの検討についても、横浜市や北九州市をはじめとして全国の都市で取組が拡がりはじめている。環境未来都市の一つである北九州市では、6月3日に、外務省及び環境省と共催で「わが国のSDGs達成に向けた地域の取組み」と題したシンポジウムを開催

した。同シンポジウムでは、地域のあらゆる役割主体の連携・協働した取組の重要性が確認されるとともに、地域における活動を世界の共通言語であるSDGsの視点で捉え直すことは、地域が抱える経済・社会・環境問題の統合的解決や地方創生に資するとの認識が共有された。また、シンポジウムの前には、8つの有志自治体（北九州市・横浜市・釜石市・下川町・東松島市・小国町・水俣市・札幌市）が参加してワーキンググループが開催され、各地方での取組について紹介し合い、政府関係者との間で意見交換を行った。

前出の滋賀県では、2017年2月、近江八幡市が自治体レベルでの推進本部が立ち上げるなど、自治体が音頭を取り、地域の市民社会や青年会議所等を巻き込みながら、取組を進めていくという地域全体としての取組のモデルとなるような実践が既に見られる。

更に、札幌市でも、SDGsへの貢献の視点を反映した環境基本計画の改訂作業が進められており、本年6月16日には、環境省や北海道大学等と共催して、SDGsをテーマとする持続可能な地域づくりシンポジウムが開催された。

金沢市においては、金沢工業大学が、「SDGsビジネスアワード」を設け、特に成果を上げているSDGsビジネスの事例を表彰し、その取組を海外に発信する取組を行っている。また、金沢青年会議所は、2015

年11月に、国際青年会議所（JCI）がSDGs達成に向けて積極的に取り組むとした「金沢宣言」の採択を受けて、2016年から2020年まで毎年アジア各国の青年会議所を集めた「JCI金沢会議」を開催している。

更には、町村レベルの具体例として、愛媛県の内子町の事例がある。同町は、人口1万8千人の小さな町ながら、SDGsの採択後いち早く町内でのワークショップを開催し、町民や自治体職員、研究者、NGO・NPO関係者等が地域レベルでの取組についての検討を始めた。同町では、SDGsを踏まえつつ、「町並み、村並み、山並みが美しい、持続的に発展するまち」を町の将来像に据え、少子高齢化による人口の急減や農林業の衰退など、深刻な課題を抱えつつも、時代の変化に対応しながら、いつまでも住み続けられる町を目指して各種施策に精力的に取り組んでいる。こうした取組は、地方創生や自然災害に強い社会、官民連携等とも深く関わっており、SDGsの取組が地域の活性化や住民参加の促進、生物多様性や持続可能な環境や暮らしの実現に繋がるものであり、自治体の施策に深く関わっているということを物語る事例である。

環境省と国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）は、2016年12月に「持続可能な地域づくりと企業や自治体のパートナーシップ」シンポジウムを開催し、地域に着目した、企業と自治体による各地の

持続可能な地域づくりに向けた取組事例が共有された。

更に、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構において、SDGsに対して自治体レベルで取り組むための方法論について議論が行われ、2017年3月、その成果の一部が「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」として発行された。同ガイドラインは、SDGsをそれぞれの地域の問題に落とし込んで考えるための方法論を提示している。

政府としては、こうした動きを踏まえ、自治体とも連携しながら、今後、各自治体の先進的な試みを後押しするための取組を強化し、取組の全国展開を図っていく。

▶ 科学者コミュニティ：

科学技術イノベーション（STI）は、それ自体、優先課題のひとつであるとともに、多様な分野において課題の達成に不可欠な横断的要素である。国際協力を含む各種取組の実施や新たに生じる事象への迅速・柔軟な対応にあたり我が国の優れたSTIの活用を図るとともに、SDGs達成のための適切な指標の設定及びモニタリング、各施策同士の相乗効果・相殺効果の分析、フォローアップ・レビュー等においては科学的な分析や根拠に基づく取組を進めることが不

可欠である。この観点から、フューチャー・アース等国際的取組や国内の科学者コミュニティとも体系的に連携・協働していく。

例えば、SDGsの策定段階である2013年から日本政府（環境省）は、「持続可能な開発目標とガバナンスに関する総合研究」を立ち上げ、日本が抱える課題とSDGsに掲げられた国際的な課題を照らし合わせ、SDGsを日本の文脈に当てはめた上で、SDGsの達成を通じて日本の課題解決につなげるため、学際的な研究者のネットワークを構築し総合的な研究を推進してきた。その成果は2016年3月に「SDGs達成に向けた日本への処方箋」として取りまとめられるなど、研究者コミュニティだけでなく、政府を含めた幅広いステークホルダーの実践に役立てられている。

また、科学技術外交推進会議（座長である外務大臣科学技術顧問及び関連分野の学識経験者17名から構成）において、国内の産学官にわたる科学技術関係機関等からの知見・インプットを得つつ、日本の今後の国際協力におけるSTIを通じたSDGsの達成（「STI for SDGs」）にどう貢献すべきかを討議し、「未来への提言（科学技術イノベーションの「橋を架ける力」でグローバル課題の解決を：SDGs実施に向けた科学技術外交の4つのアクション）」をとりまとめ、5月12日に外務大臣に提出した。

「未来への提言」のコア・メッセージは、以下のとおり要約される。

STIは、世界の共通課題に対処する多様なアクターに連帯 (*partnership*) と共存 (*co-habitation*) を呼びかけ、共に歩む力を持つものである。ともすれば分断的に陥りがちな異なるセクターや国・地域に「橋を架けて」一体化させ、ひいては次世代の社会を創り出す未来への「道」を拓く力、いわば、「*STI, a bridging force – the key to unite the world/society to face common challenges for the future*」としてSDGsの達成に貢献できる。

こうした認識を世界が共有し、共にSTIの力を活用して課題に対処することが、SDGs実施への鍵といえる。

そのための具体的方向性として、

- ☆ イノベーションを通じて「変える、変わる」未来像を提示し、
- ☆ 科学的データを用いながら課題を「捉えて、解き」、
- ☆ そのために異なるセクターや国・地域を「結び、つなげ」、
- ☆ 取組を支える人材を「育てる」。

この4つの行動を柱として、日本外交は、STIを通じて、積極的に世界におけるSDGsの実施において先導的な役割を果たすべきである。

またその前提として、日本は、近代化の過程で、社会的一体性を保ちつつ、STIを

最大限活用しながら、保健・医療や環境、防災などの分野で、自国の課題を克服してきた経験や、近年の「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)」を始めとするグローバル課題解決のための途上国との国際協力における取組に立脚しつつ、SDGsが掲げる幅広い地球規模課題の解決に資するSTIの高いポテンシャルを活かし、SDGs実施に向けた国際社会の取組に積極的に参画すべきである、との問題意識が示されている。

「未来への提言」が示すとおりIoT、ビッグデータ、人工知能等の基盤技術の発展は、辺境地、海洋も含めた地球規模でのデータの収集や、経済的発展と社会課題の解決への活用を可能にした。宇宙から海洋に至る観測データの重要性が一層高まる中で、日本のデータ統合・解析システム (DIAS) が例として示すような、健康・医療、防災、水・食料、エネルギー、環境・気候変動、海洋、生物多様性といった多様な分野で、課題を解決するためのデータの活用が進んでいる。また、日本は、地球観測に関する政府間会合 (GEO) 等の国際的枠組みへの参画を始めとして、地球観測の分野において主導的な役割を果たしている。

また、先述のとおり、日本の大手企業をメンバーとするジャパン・イノベーション・ネットワークとUNDPが連携して進めるプ

プログラム「SDGs Holistic Innovation Platform (SHIP)」が立ち上がるなど、国内外の現場のニーズと企業活動を結びつける動きが生じている。アカデミアにも、「フューチャー・アース」のように、科学と社会の関係を深化させ、科学自身のあり方の変化をも促そうとする動きや、地球と人類社会の未来のため、つまり「世界の公共」のための大学運営を目指す動きがある。

政府としても、こうした国内の各セクターでの実績と取組を踏まえ、外交面においても、国連その他の国際枠組みの下でSDGsの実施が行動に移されていく中で、多様な主体や国・地域を「結び、つなげ」、日本の経験をあらためて世界と共有することで、世界レベルでの新たなPublic Private Partnership (PPP)の推進に向けた共創・協働を促すことを目指している。その一環として、「未来への提言」の策定に関与した複数の有識者を5月に開催された国連第2回STIフォーラムでの議論に派遣するとともに、同フォーラムのマージンでSATREPSに関するサイドイベントを世界銀行と共催し、ビジネスセクターとの連携やデータの活用による地球規模課題の解決にむけた事例等を発表し、各国から高い関心が示された。

▶ 国会議員：

政府の取組の後押しや、SDGsの視点の

予算プロセスへの取込みに向けては、国会議員の関与が重要である。

参議院政府開発援助等に関する特別委員会は、2016年5月、「『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』に向けた我が国の開発政策に関する決議」を採択し、政府による取組の強化を促した。また、公明党は、市民団体などNGOと協働して日本政府のSDGsに関する取組を推進するため、2016年1月に「SDGs推進委員会」を設置した。SDGs実施指針の策定に当たっては、与党の自民党や公明党が政府や民間団体からのヒアリングのための会合を開催し、国会議員との間でも協議を行った。また、2017年4月には、民進党の勉強会が開催され、意見交換が行われた。

更に、2017年4月には、自民党のSDGs外交議員連盟が発足し、「金融ファイナンス」、「科学技術イノベーション」、「司法外交」及び「キャパシティ・ビルディング」の4つの柱を重点に、SDGs達成に向けた国際協力の観点から我が国の強みを踏まえた貢献の可能性について研究し、政府の取組を後押ししていくとされている。

政府としては、今後、議員に対する説明や普及活動を通じ、SDGsの推進に向けて国会議員の一層の関与を得ながら、上述のような議員の活動とも連携して取組を進めていく。

(広報・啓発活動)

SDGsの実施に国民的な運動として取り組むためには、まずは国民一人一人にSDGsとは何かについての理解を広めることが重要である。政府は、推進本部の下、あらゆるステークホルダーと連携して、SDGsの国内的な認知度向上や啓発、普及のための広報・啓発活動を積極的に検討し、実施していく。また、様々な国際会議等の機会を活用し、国際機関をはじめ様々なステークホルダーと連携して、我が国の取組を国際的に発信するための広報活動にも努める。

日本国内では、国民の間の認知度は未だ十分とは言えないものの、様々な主体によるSDGsの広報・啓発活動が拡大しつつある。例えば、国民に対するSDGsの周知や理解促進のため、2016年10月、国内最大級の国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN」において、SDGsをメインテーマとして、政府・国際機関・NGO・市民社会の取組を来場者10万人に対して発信し、本年も同イベントでSDGsをメインテーマとする予定である。また、JICA地球ひろばにおいても、学生を始め一般国民にSDGsへの理解を浸透させるための体験型展示やその関連イベントの開催に注力している。さらに、国連広報センターと上智大学が共催して、2016年からSDGs学生フォトコンテストを実施（大賞に外務大臣賞を授与）している。また、若者をはじめ幅広い世代に

影響力のある芸能人の所属する吉本興業が、2017年4月20日から23日にかけて沖縄で開催予定の第9回沖縄国際映画祭において、SDGs推進に関する取組を企画・実施（そうだ！どんどんがんばろう！！スタンプラリー等）するなど、SDGsの広報・啓発に取り組んでいる。

メディアにおいても、本年1月以降、朝日新聞がSDGsについて特集を組んでシリーズにわたって取り上げたり、日本経済新聞社がSDGsに取り組む企業の動きについて記事を掲載したり、横浜市と協力して市民やステークホルダーとの間でシンポジウムを開催して発信するなどの動きが出てきており、国民の間の認知度向上に貢献している。

更に、2017年6月に閣議決定された環境白書（2017年版）においては、SDGs各ゴールの関係性や、地方公共団体・民間企業等による環境・経済・社会の諸課題の同時解決に資する取組例について詳しく記載し、SDGsの内容に関して国民への周知に努めている。

政府としては、今後も、こうしたあらゆるステークホルダーと連携して広報・啓発活動を強化していく。具体的な取組として、民間企業を始めとする実施団体の優良事例の共有のため、ウェブ上に「SDGsプラットフォーム」の設置、SDGsに取り組む団体に対するロゴマーク（ジャパンマーク）

の活用の推奨、SDGsに取り組む先進企業や団体等を表彰するジャパンSDGsアワードの創設を通じて、国内での機運を更に高めていく。

加えて、2030年とその先の世界を担う子供たちに、持続可能な社会や世界の創り手となるために必要な資質・能力を育成していくための取組を推進していくことも重要である。このため、ESD（持続可能な開発のための教育）を更に推進するとともに、学校教育をはじめ、家庭、職場、地域等のあらゆる場におけるSDGsに関する学習等を奨励していく。例えば、2020年度から開始される新しい学習指導要領に基づく教育課程の改善・充実や、学校現場で活用される教材の改善・充実に向けて、具体的な検討を進めている。

更に、国際的な発信として、本年の国連ハイレベル政治フォーラムにあわせて、日本の優良事例を共有し、アジア太平洋地域でのSDGs実施を加速化するサイドイベントをUNDPと共催する。

また、2016年のG7 富山環境大臣会合の成果を受けて、G7 環境担当省で協調して、SDGsの環境側面の実施のための行動をすることとしており、2017年6月にはゴール12「持続可能な消費と生産」をテーマに、消費者情報、食品ロス、持続可能なライフスタイルと教育について、G7各国による

優良事例を共有するワークショップを開催した。

(5) SDGsに関連する優先課題の概況及び好事例

優先課題 1

「あらゆる人々の活躍の推進」



日本は、2030アジェンダ全体の根底に流れる「誰一人取り残さない」との基本方針にコミットしている。また、SDGs実施指針においても、国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であることを明記した。

日本国内においては、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、女性も男性もお年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も障害や難病のある方も家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の「一億総活躍社会」の実現を目指して取組を進めている。

また、国際協力においては、個人の保護と能力強化により、恐怖と欠乏からの自由、

そして、一人ひとりが幸福と尊厳を持って生存する権利を追求する人間の安全保障の考え方を指導理念とし、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい子ども、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じて、人間の安全保障の実現に向けた協力を行っている。

(1) 国内の課題と取組

(働き方改革)

我が国の生産年齢人口は1997年を境に減少が続いている一方で、非正規雇用者数は増加傾向が続いており、2005年の1,634万人から2016年には2,023万人に増加し、我が国の労働者の約4割を占めている。例えば女性では、30代半ば以降、自ら非正規雇用を選択している方が多いなど、子育てや介護をしながら、多様な働き方を選択したい方が多い。正規労働者と非正規労働者の賃金水準の差が他の先進国と比較して大きいことも課題となっている。

また、週49時間以上働いている労働者の割合が、我が国では2割となっており、他の先進国と比べて高い。長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参画を阻む原因となっており、長時間労働の是正は、労働の質を高めることにより、多様なライフスタ

イルを可能にし、ひいては生産性の向上につながる。

働き方改革は、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジであり、政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善、総労働抑制等の長時間労働是正、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への支援等の高齢者の就業促進の他、多様な働き方の選択肢拡大に取り組んでいる。2017年3月には「働き方改革実行計画」を決定し、時間外労働の上限規制について、週40時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には特例の場合を除いて罰則を課す方針で、法改正の準備を進めている。

(子供の貧困対策)

OECDでは、2010年時点でOECDに加盟していた国の子どもの貧困率を2014年に公表しているが、これによると、我が国の子どもの貧困率はOECD加盟国34か国中25位と高い水準となっており、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が特に高くなっている。貧困は子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすため、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、

必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府は、2014年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定した。特に、ひとり親家庭及び多子世帯については2015年12月に決定した「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、①自治体の相談窓口のワンストップ化の推進、②子どもの居場所づくりの推進、③給付金の充実による就業支援など、総合的な支援を実施している。

(女性活躍、男女共同参画の推進)

我が国には、非労働力人口の女性のうち、就労を希望する者が274万人おり、そのうち25～44歳の年齢階級は136万人（49.6%）いる（2016年）。このように、ポテンシャルを秘めている女性が我が国には数多くおり、一人ひとりの女性が自らの希望に応じて活躍できる社会づくりを加速することが重要である。また、指導的立場にいる女性の割合が低いことや、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止に向けた取組が十分でないことも課題として指摘されている。

企業における女性活躍のための行動計画の策定・情報公表などを推進するため、自社の女性活躍の状況把握・課題分析・行動計画策定を簡易に行える「一般事業主行動計画策定支援ツール」の提供や、中小企業

における法に基づく取り組みを支援することを目的とした「中小企業のための女性活躍推進事業」を実施。行動計画に定められた目標を達成した事業主に対する助成金の支給、更に企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として「女性の活躍推進企業データベース」の提供などにより、事業主の取組支援を実施した取組の結果、行動計画の策定・届出が義務となっている大企業（常時雇用する労働者301人以上の企業）について、行動計画の策定・届出率は、全国で99.9%、女性の活躍状況が優良な企業の認定状況は、全国で291社に達した（本年3月末時点）。

また、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法を改正し、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に新たに義務付けた（平成29年1月1日施行）。今後も同法の周知徹底や着実な履行確保を図っていく。

(教育)

SDG 4は、全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することを掲げている。我が国では、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない教育費負担の軽減を目指し、幼児教育の無償化の段階的推進、給付型奨学金制度の創設等による経済的支援の充実などに取り組んでいる。

また、障害のある児童生徒の教育の一層

の充実を図るための学校における特別支援教育の推進等や、男女共同参画を推進する教育・学習に取り組んでいる。

また、ESD（持続可能な開発のための教育）は、学際的かつ総合的な取組を通じて、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育であって、SDGs全体の達成に不可欠。我が国は、ESD国内実施計画や環境教育等促進法に基づき、家庭、職場、地域、学校等のあらゆる場で、発達段階に応じた適切な教育が実践されるよう、ESDや環境教育に取り組む多様な主体の連携等を促進していく。更に、学校教育におけるSDGsに関する学習等を通じ、子供たちに持続可能な社会や世界の創り手となるために必要な資質・能力が育成されるよう、2020年度から開始される新しい学習指導要領に基づく教育課程の改善・充実や、学校現場で活用される教材の改善・充実の推進に取り組んでいる。

(障害者)

我が国は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害者基本計画を策定し、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策等の推進を図っている。

例えば、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリ

アフリー法）」に基づき、旅客施設、車両等についてのバリアフリー化を推進している。また、市町村に対するバリアフリー基本構想の作成促進による駅周辺の面的なバリアフリー化の推進や、幅広い年齢層や一般国民に向けた「心のバリアフリー」の一層の普及・啓発等を通じ、バリアフリー化を総合的に推進している。

更に、障害者雇用の推進のため、法定雇用率を達成していない企業に対して、その達成に向けた指導等を行うとともに、障害者の希望や特性に応じた職業紹介、定着支援等を実施している。こういった取組により、労働契約に基づき働く、常用労働者である障害者の数が13年連続で過去最高を更新している。

(高齢者・障害者等の消費者被害防止のための見守りネットワークの構築)

近年、生活困窮や社会的孤立、認知力の低下などを背景に、とりわけ高齢者の消費者被害が深刻化している。高齢者の消費者被害の拡大防止や未然防止のため、2016年4月の改正消費者安全法の施行を契機として、高齢者や障害者等、消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るための、消費生活センターを始めとする幅広い関係者が参加する地域の連携ネットワークを全国的に整備し、悪質商法を始めとする消費者被害の未然防止・早期救済を図っている。

(2) 国際協力

(女性の活躍推進)

日本は、女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長を支える上で不可欠との考えのもと、「女性が輝く社会」の実現に向け、国際社会との協力や途上国支援を進めている。2016年5月には、開発協力大綱に基づく新たな分野別開発政策の一つとして「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表するとともに、2016年から2018年までの3年間で、約5千人の女性行政官等の人材育成と約5万人の女子の学習改善の改善を実施する旨を表明した。また、同年12月に開催された3回目となる国際女性会議WAW!において、途上国における女性の活躍推進のために、2018年までの3年間で総額約30億ドル以上の支援を行う旨を表明し、いずれも着実に実施している。

また、本年5月、科学技術振興機構と日本学術会議等の共催により、第10回ジェンダーサミットを東京で開催し、「ジェンダーとダイバーシティ推進を通じた科学とイノベーションの向上」をテーマに、科学技術イノベーション分野における女性の活躍推進を含む議論を行った。

(マイクロファイナンス機関への投資)

開発途上国では、特に女性を取り巻く貧困問題や教育機会の不平等、本人の望まな

い早期結婚、高い妊産婦死亡率など、ジェンダー不平等が課題となっており、SDG 5にもジェンダー格差の解消と女性のエンパワーメント（自立支援等）が掲げられている。ASEANにおいてもジェンダー格差の解消は地域として取り組むべき課題の一つとなっており、ASEANを始めとするアジア地域において女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関に対する投融資を行うことにより、同地域における貧困層の女性をはじめとした顧客の金融アクセスを向上させることで女性のエンパワーメントに寄与することを目的として「JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund」が設置された。同ファンドの募集額は約1億2,000万ドルであり、JICAとJBIC及び国内の機関投資家が出資している。

(教育)

政府は従前から、国づくりと成長の礎である人材育成を重視して、開発途上国の基礎教育や高等教育、職業訓練の充実などの幅広い分野において教育支援を行っている。2015年9月に発表した「平和と成長のための学びの戦略」に基づき、①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発の基礎づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大を基本原則とし、途上国のSDGs達成を支援していく。

また、企業の取組みも活発であり、JICA 支援を通じて、株式会社すららネットは、スリランカにおいて、現地の女性グループと連携しながら、教育事業を展開するなど、途上国のインフォーマルセクターを含む BOP 層を中心に、日本企業が教育サービスを提供する事例も増えている。

(スポーツの価値の拡大)

日本は「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを推進し、2020年までに100カ国以上・1,000万人以上を目標として、スポーツの価値の普及に官民協働で取り組んでいる。具体的には、スポーツを通じ、インクルーシブな社会の構築に資する取組や紛争、災害後のケアなどの国際協力に取り組んでいる。

優先課題 2

「健康・長寿の推進」



日本は、50年以上にわたる国民皆保険制度等を通じて、世界一の健康長寿社会を実現した実績を有している。我が国の健康寿命は男性71.19歳、女性74.21歳（2013年）と世界一長いと言われているが、健康寿命と平均寿命に乖離が大きいことが課題として指摘されている。介護する負担の軽減と、高齢者本人の健康な暮らしのため、健康寿

命の延伸は重要であり、日本は生涯を通じた予防により、平均寿命を上回る健康寿命の延伸加速を実現し、2025年までに健康寿命を2歳以上延伸するとの目標を掲げて取り組んでいる。

国際協力においては、日本は従前から、人間の安全保障に直結する保健医療分野での取組を重視している。日本政府は、SDGsの保健目標達成支援を念頭に、2015年9月、「平和と健康のための基本方針」を策定し、日本の知見、技術、医療機器、サービス等を活用しつつ、エボラ出血熱など公衆衛生危機への対応体制の構築、全ての人への生涯を通じた基礎的保健サービスの提供を目指していくことを示した。

また、我が国は、2016年5月に議長国を務めたG7伊勢志摩サミット及び同8月にケニア政府と共催したTICADVにおいて、保健を優先アジェンダの一つとして取り上げた。G7伊勢志摩サミットにおいては、感染症等の世界的な公衆衛生危機に対する国際社会の対応能力の強化、危機への予防・備えも含む幅広い保健課題への対応の鍵となるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進、薬剤耐性(AMR: Antimicrobial Resistance)への対応強化等が重要との点で一致し、今後の取組みの方向性を「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」として発表した。また、TICADVでは、保健を「3つの柱」のひとつとして取り上げ、会合の成果物として取りまとめたナイロビ

宣言では、アフリカ大陸におけるエボラ出血熱の流行によって浮かび上がった課題の解決に向け「質の高い生活のための強靱な保健システム促進」を掲げ、公衆衛生危機への対応能力の強化、危機への予防・備えにも資するUHCの促進について合意した。

更に、2016年7月、「アジア健康構想に向けた基本方針」を策定し、アジアにおいて、急速に進む高齢化に対応したUHCと健康長寿社会を実現し、持続的な経済成長を可能にするため、アジア地域への地域包括ケアシステムの構築や日本の民間事業者等の進出促進等の相互互恵的なアプローチによる取組を開始した。

(1) 国内の課題と取組

(健康・長寿の推進)

日本は、健康増進法に基づき「健康日本21（第二次）」を2012年に策定し、今後10年間に向けた健康に関する様々な指標や目標を定め、企業・民間団体・自治体相互の連携により、健康寿命の延伸、健康格差の縮小等を図っていくこととしている。

(2) 国際協力

(公衆衛生危機に対する国際社会の対応能力の強化)

日本は、国際的な公衆衛生上の緊急事態への対応強化のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャーの強化に貢献すべく、国際的議論に人的な貢献を行うとともに、

WHOの緊急対応部局の拡充及び緊急対応活動への支援を実施している。また、パンデミック発生時に保険メカニズムを活用して迅速な資金動員を行う枠組みである世界銀行のパンデミック緊急ファシリティ（PEF）についても、世銀やWHOと連携してその制度設計に尽力し、2016年5月のPEF立上げ時には世界に先駆けて資金拠出を行った上で基金運営に参画。更に、日本は、WHOが国連人道問題調整事務所（OCHA）と連携して公衆衛生危機に対応するための標準業務手順書（SOP）の策定とその活用を後押しすることで、世界の公衆衛生危機への対応体制の強化に貢献している。

これらの施策の全体像は、2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおいて発表された「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」に明記し、広く世界に発信。

更に、世界的に重大な影響を与える可能性が高い一方で、平時において需要が少ないエボラ出血熱等の感染症に対して、そのワクチンの国際的な研究開発を推進するため、本年1月に発足した新たなパートナーシップである感染症流行対策イノベーション（CEPI）への支援を行っている。

(開発途上国の保健システム強化を通じたUHCの実現)

UHCとは、全ての人が基礎的な保健サービスを必要な時に負担可能な費用で受ける

ことができることを指す。保健医療サービスの格差を是正し、全ての人の基礎的な保健ニーズに応え、被援助国が自ら保健課題を検討・解決する上で、UHCの達成は重要であり、日本は2016年5月の「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」において、危機への予防・備えにも資するUHCの推進に向けた施策を柱の一つに位置づけたほか、2016年8月のTICVADVIにおいても、アフリカにおけるUHC推進のための政策枠組み「UHC in Africa」を世銀やWHO等と策定・公表するなど、「日本ブランド」としてUHCを推進してきた。また、日本は、UHC実現に不可欠なアフリカのオーナーシップやリーダーシップを重視する視点から、政策・制度改革や政策課題毎の人づくりを支援するため、ケニア、セネガル、ガーナをアフリカにおける保健分野の支援モデル国として選定し、それらを含めた取組がアフリカ大陸に広がるよう積極的に貢献していく。

更に、UHC推進の取組みを世界各国の現場レベルで具体的に実践していくため、日本と世銀は本年1月に「日-世銀UHC共同イニシアティブ」を開始。また、本年12月には途上国におけるUHC推進の進捗状況等をフォローするための国際会議「UHC Forum 2017」を、世銀・WHO等と東京で開催する予定であり、引き続きUHC推進と公衆衛生危機への備え・予防の強化に向けた支援を世銀やWHOと連携しながら実施

していく。

また、アジアでは、本年7月の日・ASEANの枠組みで初となるUHCと高齢化に関する保健大臣会合や本年5月のアジア開発銀行（ADB）年次総会におけるホスト国主催セミナーの開催、同セミナーでのJICA・ADB間の保健分野の連携強化のための覚書の締結等を通じ、急速に高齢化しつつあるアジア諸国を対象として、日本が持つ高齢化対策の知見を共有することで、人口構造の変化に対応した保健システムを含む社会保障制度の構築に貢献していく。日本は、2015年9月のSDGsの採択等の国際社会の変化を受け、マルチステークホルダーの連携強化の重要性につき、国連総会UHCサイドイベント（2015年9月）、UHC国際会議（2015年12月）、G7伊勢志摩サミット（2016年5月）等の国際会議で主張。これらにより国際的モメンタムが高まり、2016年6月、保健分野のマルチの援助協調枠組である国際保健パートナーシッププラス（IHP + : International Health Partnership Plus）が「IHP for UHC2030」（略称：UHC2030）に拡大・強化された。

【事例】 アフリカにおけるUHC達成に向けた協力

JICAは、ケニア及びセネガル両国政府と円借款契約を締結し、両国のUHC達成に必要な資金協力を実施している。具体例として、ケニアでは健康保険補

填プログラムの貧困層受益世帯数（0から42万人へ）、無償産科サービスを通じた医療施設での分娩数（44%から65%へ）の拡大等を目指している。

（アジア健康構想の推進）

日本は「アジア健康構想」の推進を通じて、日本の介護事業者等の海外展開の支援を通じ、現状、高齢者向けの産業等が発展途上であるアジア地域の介護産業等の育成・振興に協力することとしている。また高齢化対策が先行する日本において介護分野等に関するアジアの人材をアジア地域における介護産業等の中核人材となりうるよう育成し、更にこれらの人材の国際循環を強化していく。

優先課題 3

「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」



日本は、「一億総活躍プラン」の下、「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現を目標として掲げ、生産性革命、イノベーション、ベンチャー創出力の強化、新たな有望成長市場の創出、地域の活性化、生産性向上等にかかる取組を進めている。2017年6月9日には、成長と分配の好循環を拡大していくため、働き方改革の実行に加えて人材へ

の投資を通じた生産性の向上を図り、また、イノベーションをあらゆる産業や日常生活に取り入れ社会課題を解決するSociety5.0の実現を図るため、骨太方針2017と未来投資戦略2017を取りまとめた。

国外においても、科学技術のイノベーションや研究開発を促進するとともに、産業人材育成を支援し、先進的な科学技術等日本の強みを活かした日本らしい支援を行っていく。また、食料安全保障の強化や栄養改善の取組の推進を通じて、途上国等におけるフードバリューチェーンの構築を促進する。

（1）国内の課題と取組

（「環境未来都市」構想のさらなる発展）

日本では、世界的に進む都市化を見据え、持続可能な経済社会システムを実現する都市・地域づくりを目指す「環境未来都市」構想を進めている。

同構想は、環境や高齢化など人類共通の課題に対応し、環境、社会、経済の三つの価値を創造することで「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す、先導的プロジェクトに取り組んでいる都市・地域を「環境未来都市」として選定し、国内外の都市の成功事例・知見の共有やネットワークの形成支援により、自律的で持続可能な都市の実現を図るもの。政府は、選定された環境未来都市の先進的な

取組実績等を活用して、日本におけるSDGsの国内実施の促進に貢献していくため、今後「環境未来都市」構想のさらなる発展に向けて、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめていく。

また、これと併せた具体的な取組みとしては、国内外の都市の成功事例・知見の共有やネットワークの形成支援を目的に、SDGsをテーマとした「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催し、自律的で持続的な都市の実現を図る。さらに、SDGsに関する機運醸成を図るため、地方公共団体が主催するSDGs理解促進、普及啓発のためのフォーラム事業等に対して支援を行う。

(建設現場における生産性の向上)

建設現場における取組として、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用する「i-Construction」を推進し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指すこととしている。

(2) 国際協力

(途上国の食料システム強化)

途上国においては、経済発展に伴い消費者ニーズが向上しているにもかかわらず、農業者等の技術や知識不足によりこれに十分対応できない状況があり、この結果、農

産物の高付加価値化及び農家所得向上が図られていない。

このような状況を改善するため、FAO、ASEAN等の国際機関や日本の民間団体と連携し、途上国等の政府関係者や農業者、食品加工・流通業者等を対象に、農業生産から食品の製造・加工、流通、消費に至る我が国の技術や知識について研修・セミナー等を実施し、現地に合った形でのフードバリューチェーン（FVC）の構築を支援している。

また、CGIAR等の国際機関と連携して、アフリカ等における穀類、マメ類及びイモ類等の生産性向上及び高付加価値化に向けた研究開発を実施する。

(栄養改善)

栄養改善の取組に関し、二国間で母乳育児の推進や保健人材育成などの支援を行ってきたほか、多国間支援では、UNICEFやWFPなどへの拠出を通じて協力している。近年では、民間企業と連携した栄養改善事業の推進にも力を入れており、2016年9月には、栄養改善事業の国際展開のための「栄養改善事業推進プラットフォーム（NJPPP）」を発足させた。このプラットフォームを通じ、民間企業、市民社会、学術研究機関といった民間パートナーと協同で、食品関連事業者等による開発途上国での栄養改善事業を後押しする環境を整備し、栄養改善に貢献する。この他、アフリカの栄

養改善のための実践活動を加速化する「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (IFNA)」の取組を推進していく。また、国際生物多様性センター (Bioversity) への拠出事業により、上記プラットフォームやIFNAとも連携しながら、アフリカの慢性的な栄養不良を改善するための研究開発を実施する。

(科学技術イノベーションの国際展開)

2016年1月に策定した第5期科学技術基本計画においては、地球規模課題の解決に対し、我が国のポテンシャルを活かして国際連携・協力を積極的に関与することが重要であるとして、このため、①地球規模の気候変動への対応及び②生物多様性への対応を重要政策課題として設定し、研究開発の重点化を行うこととしている。また、日本の優れた科学技術を外交に活用する「科学技術外交」の観点から、2008年以来進めている新興国・途上国との共同研究によりグローバル課題解決を目指す「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)」においては、例えば、南アフリカでの気候変動予測や感染症の早期警戒システム開発、またタイでの水災害の解決・適応に向けたシステム構築等、観測データを活用した課題解決等の好事例が得られているほか、インドネシアでの二酸化炭素地中貯留の研究成果のアジア開発銀行との連携による現地での実地展開が進められており、今後こうした取組の一層の促進を目指している。

(ICT技術 (スマホアプリ) を活用した途上国支援)

近年では、JICAと民間企業が連携し、日本の優れたICT技術を活用したイノベティブな途上国支援の実践例が増えてきている。例えば、ベトナムでは、富士通と富士通ベトナムがJICAの支援を受け、ベトナムフエ省で行った住民参加型防災システムの有効性評価での実績とノウハウを活用し、ベトナムで導入しやすいスマートフォンを利用して農作業履歴や市場価格などの情報を収集し、富士通のデータセンターで集約・可視化して提供する実証事業を実施。こうした事業を通じてベトナム農業に有効な技術や手法を分析し、ベトナムにおける安全性の高い農作物の生産性向上と安定供給を実現するフードバリューチェーンの実現に貢献している。

優先課題 4

「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」



我が国は、過去の幾多の災害の経験を踏まえ、国内では、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進している。

また、国際協力においても、質の高いイ

インフラの整備は、そこに暮らす人々の生活の改善につながるとともに、国内・域内の経済活動を刺激するものであり、各国の高い成長を支える重要な取組の一つであるとの認識の下、それぞれの国・地域の経済・開発戦略に沿った形で、官民一体となって質の高い成長につながるような質の高いインフラの整備を積極的に支援している。

(1) 国内の課題と取組

(インフラ)

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性故に、数多くの災害に繰り返し苛まれてきた。東日本大震災を始めとする過去の大規模自然災害から得られた教訓を踏まえ、① 人命の保護が最大限図られること、② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、④ 迅速な復旧復興を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進することとしており、こうした理念に基づき「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化アクションプラン」を策定している。この着実な推進を図るとともに、地方公共団体における地域計画の策定・実施の支援や、民間における国土強靱化に資する取組の促進を行う。

2015年9月に策定した「第4次社会資本整備重点計画」においては、厳しい財政制約の下、①切迫する巨大地震や激甚化する気象災害、②加速するインフラ老朽化、③人口減少に伴う地方の疲弊、④激化する国際競争という4つの構造的課題に対応するため、社会資本のストック効果の最大化を図ることを基本理念とし、「既存施設の戦略的メンテナンス」や「既存施設の有効活用(賢く使う)」を進めながら、社会資本の目的・役割に応じた「選択と集中」を徹底することとしている。

また、人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者をはじめとする住民が安心して暮らせるまちの実現を目指す必要がある。このため、まちなかや公共交通沿線に都市機能や居住を誘導するとともに、利便性と効率性のバランスの取れた持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を図ることにより、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けたまちづくりを促進している。

(水資源)

我が国では、過疎化、高齢化が進行している地域では、必要な手入れがなされず、健全な水循環の維持又は回復に資する森林、農地等の水源涵養機能などの多面的機能の

維持・発揮が困難となるおそれがある。また、都市化の進展等が顕著な地域では、雨水の地下浸透量の減少が、都市における湧水の枯渇、平常時の河川流量の減少とそれに伴う水質の悪化、洪水時の流量増加をもたらすおそれがある。更に、近年、全国各地において渇水が発生しているのに加えて、降水量の変動幅の増大などといった地球温暖化に伴う気候変動の影響等により、水供給施設の整備が計画された時点に比べてその供給可能量の低下などの不安定要素が顕在化している。

このような状況を踏まえ、流域における水循環の課題の解決のためには、水量・水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災害時や渇水時等の危機管理など、流域における様々な主体の取組を総合的かつ一体的に推進していく必要がある。

我が国は、健全な水循環の構築に向けて、2015年に策定した「水循環基本計画」に基づき、流域において関係する行政、事業者、団体等がそれぞれ連携して活動する「流域マネジメント」の取組を全国各地で推進している。

また、既存施設の徹底活用やハード・ソフト施策の連携により、災害や渇水等に対応したリスク管理型の水の安定供給を図る。

(2) 国際協力

(質の高いインフラ)

インフラ投資の世界的な需給ギャップは、包摂的かつ持続的な開発や開発課題解決のボトルネックになっている。持続可能な成長を実現していくためには、旺盛なインフラ開発需要に対し、公的・民間双方の資金供給とともに、インフラの質の確保が重要であり、ライフ・サイクルコストや安全性、自然災害への強じん性に優れ、雇用創出や能力構築に貢献し、社会・環境配慮、経済開発戦略との整合性といった要素も考慮し、開かれ、誰もが公平に利用可能な質の高いインフラ投資を推進していく必要がある。また整備されるインフラは開放的かつ透明で、非排他的な形で運営されることが重要。

こうした考えの下、2016年5月のG7伊勢志摩サミットでは、日本が主導する形で「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」が合意され、G20杭州サミットでも同原則の重要性が確認された。供給サイドが多様化する今、国際社会が質の高いインフラを整備していくために共有すべきスタンダードの確立が必要であり、今後、G7伊勢志摩原則をベースとし、国際スタンダードを広く国際社会で共有するため更に取り組んでいく。日本は、この観点からOECD開発センター及び東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）と共催の下、本年4月、「第1回アジア国際経済フォーラム」を開催し、国際スタンダード確立の重要性を確認。

また、日本は、G7伊勢志摩サミットに

際し、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を通じて、世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間で総額約2,000億ドルの資金等を供給していくことを発表した。同イニシアティブに基づき、日本として世界全体の質の高いインフラ整備に貢献していく。

(防災)

日本は、地震や台風など過去の自然災害の経験で培われた自らの優れた知識や技術を活用し、緊急援助と並んで防災対策及び災害復旧対応において積極的な支援を行っている。

2015年3月、第3回国連防災世界会議において、日本は新たな協力イニシアティブとして、今後の日本の防災協力の基本方針となる「仙台防災協力イニシアティブ」を発表した。2015年～18年の4年間で、40億ドルの資金協力と、各国の防災を牽引していく行政官及び地域の防災リーダー4万人の人材育成を表明するなど、防災に対する日本の進んだ知見・技術を活かして国際社会に一層貢献していく姿勢を示した。

また、国内外における津波防災訓練の実施を促し、防災意識の一層の向上を図ることを目的として、津波防災関係のイベントを開催し、日本の呼びかけによって制定された「世界津波の日」(11月5日)の普及啓発に取り組んでいる。

次世代を担う子供たちへの防災教育の観

点から、2016年11月に、国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) との共催で、「世界津波の日」高校生サミットin黒潮 (世界30か国の高校生が参加) を開催した。今年も島嶼国を対象にした高校生サミットを沖縄県で開催する予定である。

このほか先述の「第1回アジア国際経済フォーラム」において、「持続可能な都市の課題」とのテーマの下、防災についても議論した。

更に、2017年4月には、UNISDRを支援するため、超党派の国会議員連盟が発足した。政府としては、同議連やUNISDR等の国際機関、関係国と連携して、あらゆる開発政策・計画に防災の観点を導入する「防災の主流化」に取り組んでいく。

(安全な水・衛生)

水と衛生の問題は人の生命にかかわる重要な問題。水道や井戸などの安全な水を利用できない人口は、2015年に世界で約6億6,300万人、トイレや下水道などの改善された衛生施設を利用できない人口は開発途上国人口の約半分に当たる約24億人に上る。また、安全な水にアクセスできないことは、水汲みにより子どもの教育や女性の社会進出の機会が奪われる等により、経済の足かせにもなっている。

日本は、水と衛生分野での援助実績が世界一。この分野に関する豊富な経験、知識や技術を活かし、①総合的な水資源管理の

推進、②安全な飲料水の供給と基本的な衛生の確保（衛生施設の整備）、③食料増産などのために水を利用できるようにする支援（農業用水など）、④水質汚濁を防止・生態系の保全（緑化や森林保全）、⑤水に関連する災害の被害を軽減（予警報システムの確立、地域社会の対応能力の強化）など、ソフト・ハード両面で全体的な支援を実施している。

（世界共通の位置の基準）

変動を続ける地球で、位置（緯度・経度・高さ）の基準は、持続可能な開発に係る多くの情報を分析するために、世界共通であることが重要。しかし、世界の約3割の国では、今でも世界共通の基準と一致しない基準を使用している。日本は、2015年の第69回国連総会にて、世界共通の位置の基準を世界各国で連携して維持することを盛り込んだ「持続可能な開発のための地球規模の測地基準座標系（GGRF）」に関する国連総会決議の採択を共同提案国の一つとして推進。更に、GGRFの構築や維持管理に関して途上国へ技術移転を行うとともに、地球規模の地理空間情報に関する国連専門家委員会（UN-GGIM）における議論をリードし、GGRFの普及を支援している。

（廃棄物分野）

先進的な我が国循環産業の戦略的な国際展開に向け、途上国の求める廃棄物処理・

3Rの実施や廃棄物発電・浄化槽システムの導入を効率的に進め、世界の環境負荷の低減にも貢献している。

特にアジアの関係国に対し、高度な技術の導入や資源循環の促進による長期的・環境的メリットを積極的に発信するとともに、実現可能性調査に係る資金支援や現地情報の我が国企業への提供、各国におけるガイドラインの作成支援やモデル的な都市の支援、ビジネスモデルの確立、標準的な仕様書の作成、ADB等の金融機関との連携等をパッケージで支援することで案件組成を支援している。

このほか、先述の「第1回アジア国際経済フォーラム」においても、「循環経済に向けて」とのテーマの下、廃棄物処理について議論した。

優先課題 5

「省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会」



気候変動問題という差し迫った課題の解決に積極的に貢献すべく、日本は、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するという自国が決定する貢献（NDC）の達成に向けて着実に取り組むとともに、環境・エネルギー分野での革新的な技術開発の推進や、開発途上国における

気候変動対策支援に積極的に取り組んでいる。

循環型社会の構築については、循環型社会形成推進基本計画に基づき日本国内における3R（廃棄物の発生抑制（リデュースReduce）、再使用（リユースReuse）、再生利用（リサイクルRecycle））の取組を推進している。また、国際協力として、質の高いインフラの整備支援に加えて、開発途上国に対する3R及び廃棄物管理の知見共有等を通じて各国での循環型社会の構築を支援している。

(1) 国内の課題と取組

(エネルギー)

再生可能エネルギーの最大限導入と国民負担の抑制の両立に向けて、2016年5月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）を改正するとともに、低コスト化・高効率化のための技術開発などの施策を通じて再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいる。

また、エネルギー基本計画や長期エネルギー需給見通しを踏まえ、産業、業務、家庭、運輸各部門において、規制と支援の両面から、徹底した省エネルギーの推進を行っていく。

更に、再生可能エネルギーの導入加速や徹底した省エネルギーの実現に向けて、革新的な技術の研究開発を推進している。

(気候変動対策)

温室効果ガスの排出削減と吸収を行う「緩和」については、「地球温暖化対策計画」（2016年5月閣議決定）に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。例えば、同計画等を踏まえ、地球温暖化対策を推進するための基盤となる気候変動メカニズムの解明等の気候変動に関する研究に取り組んでいる。

政府・企業・団体・自治体等の連携の下、低炭素型の製品・サービスなど、温暖化対策に資する「賢い選択（COOL CHOICE）」を促す国民運動を推進している。

既に起こりつつある気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」については、気候変動の影響への適応計画（2015年11月閣議決定）を着実に推進する。また、2016年より運用を開始している気候変動適応情報プラットフォームを通して気候リスク情報を地方公共団体、民間事業者、国民等と共有し、適応の取組を促進している。

(持続可能な生産消費形態の確保)

【2020年東京大会における取組】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、環境問題のほか、人権・労働問題等にも配慮した大会運営を行うため、大会の準備・運営を行う上での方向性や目標、施策例を示

す「持続可能性に配慮した運営計画（第一版）」を2017年1月に策定。

また、持続可能性に配慮した大会の準備・運営の実行ツールの一つとして、「持続可能性に配慮した調達コード（第1版）」を2017年3月に策定。持続可能性にも配慮した調達を行うことで、SDGsが掲げる持続可能な消費及び生産の形態が確保された社会の実現に向けて、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう促している。

更に、使用済みの小型家電を回収・リサイクルして得られた金属を2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに活用する国民的なプロジェクトを通して、小型家電リサイクル制度の普及を図り、回収量の向上、資源の有効活用による循環型社会への定着を進めている。

【ESG投資の促進】

企業による環境情報の開示が企業と投資家の対話を促し、更なる環境に配慮した事業活動につながるという好循環を作り出すため、情報開示基盤整備、グリーンファンド、エコリース、ESG投資促進などに取り組んでいく。

具体的には、持続可能性を巡る課題を考慮した投資に関する検討会（ESG検討会）を開催し、2017年1月にESG投資に関する基礎的な理解の向上に資することを目指した解説書を策定・公表した。また、本年3月にグリーンボンドのさらなる普及を目的

とした「グリーンボンドガイドライン」を策定、公表した。加えて、環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた検討を進めている。

更に、2016年8月より、「持続的成長に向けた長期投資（ESG・無形資産投資）研究会」を開催し、企業が中長期的な企業価値を高めるための戦略的な投資のあり方、投資家が長期的な視野から企業を評価する方法、そして企業の情報開示や投資家との対話のあり方について検討を行ってきた。この検討を受け、2017年5月、企業価値向上に向けて、企業経営者と投資家が対話を行い、経営戦略や非財務情報等の開示やそれらを評価する際の手引となる「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス－ESG・非財務情報と無形資産投資－（価値協創ガイダンス）」をとりまとめた。

また、東京証券取引所（東証）は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス（S&P DJI）と共同で、ESG関連評価に基づき構成銘柄の重み付けを調整する「S&P/TOPIX 150ESG指数」の開発などを通じ、ESG投資の促進の受け皿となりうる株価指数の算出・公表を行っている。また、米国、欧州でも毎年開催されている社会的責任投資に関する世界最大級の国際会議のアジア版である「RI（Responsible Investor）アジア」を2017年4月に東京で開催した。国

内金融機関や機関投資家に対して、企業の持続可能性、責任投資、資本市場における信頼と金融におけるESG要素等の最新情報を提供するとともに、SDGsに関する議論を行った。

また、年金積立金を運用する我が国のGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が、国連が提唱した責任投資原則（PRI）に署名するなど、ESGの取組を推進している。

【コーポレートガバナンス・コードによる企業の対応促進】

東証が2015年6月に定めた企業の行動原則である「コーポレートガバナンス・コード」中に、上場会社に対し、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を求める旨を盛り込んだ。東証は、金融庁とともに、同コーポレートガバナンス・コードの普及・定着状況のフォローアップを行っている。

【食品ロスの削減】

我が国の食品ロス量は年間621万トン（2014年度）と推計され、事業系・家庭系の双方から、ほぼ同量が排出されている。食品ロスを削減するには、事業者、消費者双方の取組が必要である。このため、関係省庁が連携して、食品リサイクル法に基づ

く発生抑制や再生利用等の促進、食品ロス削減のための商慣習の検討やフードバンク活動の促進、家庭等から排出される食品ロスの実態把握や削減取組の普及啓発等を推進する地方公共団体の支援、食品ロスに対する認知度向上等のための消費者向け情報提供等を行っている。

また、地方公共団体間での情報共有や共同キャンペーンの実施のため、2016年10月に福井県が中心となって「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」（2017年5月11日現在 294自治体が参加）が設立されるなど、地方公共団体における食品ロス削減の取組も広がっている。

更に、食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づく発生抑制や再生利用等に関する数値目標の達成に向けて取り組んでおり、毎年の実施状況を国に報告することが義務付けられている。排出時の分別・計量の徹底が廃棄物発生量の抑制や適量発注等につながり、環境負荷の軽減のみならず事業コストの削減につながった事例も報告されている。

この他、食品リサイクル法では、食品廃棄物を原料に飼料・肥料等を製造し、これを利用した農畜産物を食品廃棄物の排出者が利用する「リサイクルループ」の構築等により、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等のパートナーシップの下、地域内での資源循環を推進し、食品リサイクルの推進に取り組んでいる。再生利用事業

者の（株）日本フードエコロジーセンターは、高品質な食品リサイクルによって、首都圏の百貨店が、同店由来の食品残さを原料とする飼料で育った豚肉をブランド品として販売するリサイクルループの中核を成している。また、消費者向けに様々な環境情報を積極的に発信しているスーパーのユニー（株）では、リサイクルループについて、生産者の顔の見える化やトレーサビリティの確保にも資する取組として、全国で13ものループを構築・実施している。

リサイクルループの構築はSDGsの達成に資するものであり、ステークホルダーズ・ミーティングでも先進事例として共有している。

【倫理的（エシカル）消費の普及啓発】

SDG12の持続可能な消費生産形態確保に関連し、日本では、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）の普及・啓発に力を入れている。国内では、地方でシンポジウム「エシカル・ラボ」を開催し、エシカル消費の先駆取組事例を積極的に紹介している。また、ASEANの持続可能な消費に係る政策対話の促進と情報ツールの発展を目的としたプロジェクトに対しても、ワークショップの開催等を通じ日本の政策や知見を紹介し、支援を行う予定。

【消費者志向経営の推進】

倫理的消費の普及のためには、事業者側も消費者側の視点に立って、事業活動を行うことが重要であり、消費者・事業者双方に対する取組を表裏一体として推進しているところ。消費者志向経営（事業者が、消費者全体の視点に立ち、健全な市場の担い手として、消費者の信頼を獲得するとともに、持続可能で望ましい社会の構築に向けて、社会的責任を自覚して事業活動を行うこと）の広範な普及を図るために、2016年10月に発足した推進組織（消費者庁を中心とする行政機関、事業者団体、消費者団体によって構成）が、活動を展開している。具体的には、事業者が自主的に消費者志向経営を行うことを自主宣言・公表し、宣言内容に基づいて取組を実施し、その結果をフォローアップして公表する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加の呼び掛けや経営者層向けセミナー（トップセミナー）の開催などを行っている。

(2) 国際協力

(エネルギー)

途上国において、省エネ・再エネを含む低炭素で安価かつ信頼できる現代的エネルギーの供給とアクセス向上を図るための支援を推進する。官民連携の取組として、例えば、モロッコにおいては、JICAと住友電気工業が連携して、集光型太陽光発電システム（C P V）普及促進事業を実施している。

【事例】モロッコ・ワルザザドにおける 集光型太陽光発電システム（CPV）普 及促進事業

モロッコは、国内エネルギー消費量の85%以上を輸入に依存しているため、2020年までに総電力量の42%を再生可能エネルギーで賄うことを国家目標としている。住友電気工業は、JICAの協力を得つつ、一般的な太陽電池と比べて約2倍の変換効率のある「集光型太陽光発電システム（CPV）」を同国で普及する取組を行っている。

（気候変動対策）

2015年安倍総理は、世界の気候変動対策進展のための貢献としてAction for Cool Earth（ACE2.0）を発表し、2020年に1兆3,000億円の気候変動分野における途上国支援を実施することを表明した。これまで日本はアジア、大洋州、アフリカ、中南米地域をはじめとする途上国に対し、防災対策や森林保全、再生可能エネルギーの導入、気候リスク保険等、様々な支援を行っている。

また、気候変動対策の推進のため、主に途上国との間での二国間クレジット制度（JCM）、コベネフィット型環境汚染対策、温室効果ガス観測衛星による地球環境観測、研究ネットワーク等の途上国支援の推進を

図っているの。また、二国間で気候変動適応計画等の政策策定支援及び気候変動影響評価支援を行うと共に、多国間においても適応に係る知見の共有や人材育成支援等を行っている。

気候変動分野における国際協力に関し、日本が主導するこの他の最近の取り組みとして、以下のような例が挙げられる。

（1）日本とブラジルが共同議長を務め、2002年以降開催している気候変動に関する非公式会合を2017年3月に東京で開催。同会合を通しCOP23に向け、実施指針等の策定作業を進めていく意識が参加国の間で共有される等、大きな成果を得た。

（2）2016年にG7議長国を務めた日本は、広島G7外相会合で「気候変動と脆弱性」について、G7での議論を主導した。こうした背景の下、2017年1月には、外務省にて「気候変動と脆弱性の国際安全保障への影響」に関する円卓セミナーを開催し、日本を含むG7各国がこの問題をより積極的に対応する必要を確認した。

加えて、地球観測に関する政府間会合（GEO）の枠組みを通じ、衛星や船舶等による地球観測データの国際的な共有・活用を促進しつつ、地球規模での気候変動予測等の研究に取り組んでいる。

【事例】 気候リスク保険への取り組み

①太平洋自然災害リスク保険

(PCVRAFI)

PCVRAFIは地震や台風等による大規模自然災害が発生し、一定の推定損害額を超えた場合に迅速に保険金が支払われる保険メカニズムを活用したプログラム。2013年、日本は世界銀行と共に本プログラムを立ち上げ、ドナー国からの拠出金に頼ることなく太平洋島嶼国自らが保険料を支払うことを主眼とした新たなファシリティの設立・運営を支援している。民間保険会社においても、自然災害デリバティブ契約の引受を通じ、大規模自然災害に対するリスクヘッジに貢献している。

②アジアにおける農民向け天候インデックス保険

JICAと民間企業とのパートナーシップのもと、天候不順による農村地域の損害リスクを軽減する天候インデックス保険を開発・販売することで、ASEANの途上国の干ばつなど気候変動による影響や被害を低減し、強靱性を強化するためのイノベティブな取組を促進。具体的には、JICAはSOMPOリスクアマネジメント株式会社と連携し、2015年からインドネシアで農業従事者向け天候インデックス保険事業に係る現地調査を実施中。同調査は、天候インデックス保険の導入を通じて、

現地農家の天候リスクへの適応能力の向上を図るもの。

【事例】 アジア太平洋適応情報プラットフォーム

環境省は、国立環境研究所が運営している「気候変動適応情報プラットフォーム」を発展させ、気候変動の影響への適応に関するアジア太平洋地域の情報基盤となる「アジア太平洋適応情報プラットフォーム (AP-PLAT)」を2020年までに構築することを発表している。

AP-PLATは、関係府省庁のプロジェクトにより収集・整備してきた様々な気候変動に関するデータや取組情報を集約し、アジア太平洋地域の国々と協集約し、アジア太平洋地域の国々と協力しつつわかりやすいデータコンテンツを作成・集約していく。

(持続可能な生産消費形態の確保)

日本は、資源の有効利用を通じて環境と経済の両立を図る3R（廃棄物の発生抑制（リデュースReduce）、再使用（リユースReuse）、再生利用（リサイクルRecycle））を通じて循環型社会の構築を目指す「3Rイニシアティブ」を提案し、アジアにおける3Rの推進に向けて、各国政府、国際機関、援助機関、研究機関、民間セクター等幅広い関係者の協力の基盤となる「アジア3R推進フォーラム」が設立された。右フ

フォーラムを発展させた「アジア太平洋3R推進フォーラム」での議論や、廃棄物処理・3R（リデュース、リユース、リサイクル）に係る二国間協力、アジア太平洋3R白書による情報・データ整理を通じ、同地域において3Rを通じた廃棄物問題の改善と環境負荷低減、循環型社会構築を図る。

また、アフリカでは、TICVADVIサイドイベント「廃棄物セミナー」のフォローとして、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」が設立された。設立準備会合には、日本（環境省及びJICA）に加えてアフリカ24カ国の政府と都市、UNEP、UN-HABITAT等が参加し、全会一致で設立が支持された。同プラットフォームは、アフリカにおける廃棄物に関するSDGs達成を支援する地域メカニズムとして、廃棄物管理や3Rに関する取組について、情報や経験の共有、SDGsターゲットのモニタリング強化、人材及び組織の能力向上、優良な取組に関するガイドライン提示と各国の実情に合わせた適用を行うことにより、福祉、投資及び観光の促進の基盤となるきれいな街と健康な暮らしの実現を目指すもの。

優先課題 6

「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」



持続可能な開発を実現するため、海洋、海洋資源、及び陸上資源の持続可能な形での利用を推進する。また、社会・経済の基盤である生物多様性の保全を推進するとともに、森・里・川・海といった自然環境が提供する生態系サービスの維持・向上を図る。

(1) 国内の課題と取組

(生物多様性・海洋・陸上資源)

【水産資源の持続的利用の推進】

水産資源の持続的利用の推進のため、我が国においては、国及び都道府県ごとに「資源管理指針」（水産資源に関する今後の管理方針及びこれを踏まえた具体的管理方針を内容とする指針）を策定し、これに沿って、関係漁業者が「資源管理計画」（公的規制に加え、漁業者が自主的に取り組む資源管理措置をまとめた計画）を作成・実施する資源管理体制により、資源管理を推進している。2017年3月末では、1,930件の資源管理計画が策定されている。

民間セクターにおいても、日本企業2社（マルハニチロ株式会社と日本水産株式会社）が、持続的な水産業の実現にビジネスが関与するための新たな試みとして世界の

大手漁業会社8社が参加する「海洋管理のための水産事業」宣言に参加し、持続的な水産業にコミットしている。

【海洋科学技術に関する研究開発及び海洋調査の推進】

氷海域、深海部、海底下を含む海洋の調査・観測技術等、海洋の適切な開発、利用及び管理を支える海洋科学技術を継続して強化するとともに、海洋調査を戦略的に推進している。

【持続可能な森林経営の推進】

国内の森林資源が本格的な利用期を迎えつつあり、適切な間伐の実施に加え、「伐って、使って、また植える」という森林資源の循環を確立することが、森林の多面的機能の持続的な発揮を確保し、森林の社会的、環境的、経済的な便益を強化する。このため、資源の循環利用に向けた林業の成長産業化、条件不利地における森林整備等を推進する。

【自然共生社会の実現】

流域圏などの自然のつながりをもった地域を俯瞰し、森里川海の流域のつながりがもたらす多面的な効果を最大限発揮し、低炭素・資源循環・自然共生の3社会統合を実現する取組を推進している。この実現に向けて、幅広い関係主体の参加・協同によるボトムアップ型の取組に係る仕組みづく

り、取組の継続性を担保する経済的仕組みづくり及び人材育成等に取り組んでいくとともに、これらの取組を通じ、地域コミュニティの活性化や地方創生等にも貢献する。

先行事例として、下流部の都市部を含む多様な主体の参画と伝統的な利用の推進による草原景観及び生物多様性の保全、トキやコウノトリ等の大型鳥類等をシンボルとした環境配慮型農業の推進、地域に賦存する木質バイオマスの持続的利用による里山管理と再生可能エネルギーの利用の推進などがある。

(2) 国際協力

【環境の保全（コベネフィット・アプローチ（環境汚染対策と温室効果ガス削減の同時実現）の推進）】

①アジア各国において、コベネフィット型環境対策技術の実証事業や現地技術者等の能力強化を実施。また、相手国の政府職員等を対象として環境改善に係る制度構築の支援や人材育成を実施。

②UNEP等と連携し、科学的知見のレビュー、各国の政策担当者との対話、中央政府・地方政府職員に対する能力構築支援等を実施。

③我が国の環境先進自治体や民間企業の経験・技術を生かした日中都市間連携協力（技術実証事業、能力構築支援等）を実施。

【森林資源】

途上国における森林の減少・劣化を抑止し、国際的な持続可能な森林経営の推進に貢献するため、二国間クレジット制度（JCM）や我が国の有する衛星リモートセンシング技術等を活用し、森林のモニタリング及び計測、森林の保全等REDD+の活動を官民連携により推進する。これにより、温室効果ガスの排出削減と吸収源及び貯蔵庫の保全及び強化を推進するとともに、森林の社会的、環境的、経済的な便益の発揮に貢献する。

【事例】 FSC認証森林からの持続可能な木材調達事業準備調査

楽器の製造・販売事業を中心に、音響機器、電子部品などの幅広い分野の製品を世界各国に展開しているヤマハ株式会社が、JICA及び現地NGOと協力してタンザニアにおいて植林や持続可能な森林経営を行うとともに、既存の楽器製造技術・販売マーケットを活かした資源の安定利用、材料の利用効率向上の実現を以て、楽器用材料として重要なアフリカン・ブラックウッドの安定的調達及び森林コミュニティの持続的な開発を目指している。

【海洋資源】

違法・無報告・無規制（IUU）漁業撲滅に向けた、二国間・多国間等の取組を支援している。具体的には、地域漁業管理機関

におけるIUU漁業対策の強化を主導するとともに、IUU漁業対策に関する日・EU及び日・米の共同声明に基づく各種取組を推進している。また、IUU漁業対策の一環として、5月に違法漁業防止寄港国措置協定を締結した。

【環境状況把握】

衛星を活用した地球規模課題の解決に資する研究開発を推進している。具体的には以下の取組を進めている。

- ①ADB、UNESCO、現地機関との協力の下、「しずく」等を活用した衛星全球降水マップ（GSMaP）を用いた洪水予警報システムの構築に資する研究開発の推進を行っている。現在、アジア諸国（パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム）で運用中であり、更に平成29年度中に、スリランカ及びタイへ整備を完了する予定。
- ②大気監視のため、GCOM-C用に開発したアルゴリズムを用い、「ひまわり8号」のデータを利用したアジア太平洋地域のエアロゾルデータを提供している（平成28年より運用開始）。
- ③JICAとの協力のもと、「だいち2号」のデータを利用したJICA-JAXA熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）を通じて、森林変化に関するデータを提供している。

優先課題 7

「平和と安全・安心社会の実現」



我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に一層積極的に貢献する国家として国際社会を力強く主導していく。

(1) 国内の課題と取組

(子供の不慮の事故を防止するための取組)

「子どもを事故から守る！プロジェクト」の促進のため、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置（2016年6月）し、関係府省庁による包括的なアプローチ（保護者と子供に向けた周知・啓発、施設等での事故防止に関する指針等の周知、製品の改善に向けた取組）等による連携を推進。2017年より「子どもの事故防止週間」（5月第4週）を開始。消費者庁において、シンボルキャラクター「アブナイカモ」と啓発ソング「おしえてね アブナイカモ」を作成し（日本語版、英語版）、地方自治体が行う子供関連イベント等において啓発を実施。また、子供の事故防止専用ツイッターを開設し、「子ども安全メールfrom消費者庁」の配信（毎週木曜日）等と共に注意喚起を実施。

更に、子供の事故に関するOECD国際啓発キャンペーンに参加するとともに、OECD国際会合において「アブナイカモ」と啓発ソングを紹介。

(児童虐待防止対策の推進)

「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月閣議決定）を踏まえ、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図っており、本年4月には、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を内容とする「児童福祉法等の一部を改正する法律」が全面施行された。また、本年6月、虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとするなど、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる法律が成立した。

(児童の性的搾取等に係る対策の推進)

2017年4月、犯罪対策閣僚会議において策定した「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）に基づき、企業及び民間団体とも連携しながら、児童の性的搾取等に係る対策を推進していく。

(2) 国際協力

(人道・開発・平和の連携に基づくODAの活用)

貧困、格差といった紛争発生の原因への対処を重視し、「人間の安全保障」の理念の下、紛争予防・平和の定着に向け人道支援、開発協力、平和構築を包括的に実施する取組（「人道・開発・平和の連携（ネクサス）」）を推進し、平和の持続、ひいてはSDGsの達成に貢献していく。より具体的には、難民・国内避難民支援、女性・社会的弱者支援、インフラ復旧、産業人材・行政官育成、治安・統治能力構築、地雷・不発弾除去、法制度整備・制度構築などを日本の質の高い技術も活用しつつ、効果的・効率的に実施していく。

(法の支配の促進)

日本は、開発途上国が行う法制度整備の支援を推進することにより、各国による法の支配の確立のための法的基盤作りに寄与し、開発途上国の持続的発展、更には国際社会の平和と安全に貢献している。具体的には、法令の起草・改正、法令を運用する関係機関の制度整備、人材育成支援等を柱とする支援を行うため、対象国の司法関係者を日本に招いて行う研修等を企画・実施しており、今後も推進していく。日本が法制度整備支援を含むガバナンスの分野において行ってきた支援の額は、2005年から

2014年までの10年間で、約27億ドルに上る。

また、刑事司法分野における国連最大規模の会議である国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）が2020年に日本で開催される場所、日本は、ホスト国として、コンGRESにおいて、とりわけ法遵守の文化の醸成を推進することで、「法の支配」を各国の社会のあらゆるレベルにおいて促進し、SDGsのゴール16の達成に貢献する。同様に、日本はコンGRESの準備及びそのフォローアップにおいても法の支配の促進に努めるものである。

(国際社会の平和と安定に資する取組)

国際的な安全保障環境の安定化・改善を図るため、途上国の軍等に対して、平素より継続的に人材育成や技術支援等を実施している。具体的には、道路建設や医療等といったPKOや災害対応に重要な分野を始め、国際法、飛行安全、軍の音楽隊教育等、多様なニーズに応じて自衛隊の能力を活用し、地域の平和と安定に資する取組を推進している。

優先課題 8

「SDGs実施推進の体制と手段」



近年、経済のグローバル化の進展や多く

の開発途上国が新たな投資先・市場として注目され、かつ、ODAの約2.5倍にも及ぶ民間資金が開発途上国に流入するなど、開発援助をめぐる国際環境は大きく変化している。同時に、政府・開発機関のみならず、民間企業、NGOなどによる活動が重要性を増しており、地方自治体や中小企業なども新たな開発パートナーとして注目している。

様々なアクターが、それぞれの得意分野を活かした多様なアプローチで途上国の開発に取り組んでいる中、そうした一つ一つをODAがつなぎ、厚みのあるアプローチをとることで、相乗効果によってより大きな開発効果を上げることを目指す。

(1) 国内の課題と取組

(マルチステークホルダー・パートナーシップ)

我が国は、上記4(4)「SDGsのオーナーシップ醸成」で述べたとおり、SDGsの国内外の実施に向けて、民間企業や市民社会等とのあらゆるステークホルダーとのパートナーシップを強化し、オール・ジャパンで取り組んでいくことに力強くコミットしている。

(2) 国際協力

(開発協力)

2030アジェンダ採択後の新しい時代の開発協力の基本方針として閣議決定された開発協力大綱(平成27年2月)に基づき、①「質

の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅、②普遍的価値の共有・平和で安全な社会の実現、③地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築、を重点課題とし、開発協力を推進している。

我が国のODA支出総額(グロス)実績は、本年4月にDACにより発表された2016年ODA実績値(暫定値)で、ドルベースで前年比11.5%増の約168億ドル。また、支出純額(ネット)実績は、ドルベースで前年比12.7%増の104億ドル。DAC加盟国の中で、我が国の実績は、支出総額、支出純額いずれも第4位。対国民総所得(GNI)比でODAの量を0.7%とする国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、開発協力の実施基盤強化のため必要な努力を行っていく。

ODA量の増加に加えて、民間資金や途上国の国内資金等の動員を念頭に置いたODAの戦略的かつ効果的な活用が重要。日本は、昨年5月のG7伊勢志摩サミットでは、中東安定化、保健、女性、インフラ等、昨年8月のTICVADVIではアフリカの未来への投資のため、支援を必要とする分野を絞り、それぞれ大規模な支援パッケージを発表し、着実に実施している。

(実施体制支援)

開発途上国のSDGs実施体制の構築を支援するため、国家戦略・実施指針等の策定を支援する際にSDGsの要素を盛り込む。

また、開発途上国のSDGs国内指標作り等に対する協力を行っていく。

具体的には、JICAは、2017年1月から、インドネシア政府による①ナショナルターゲット・指標、②ターゲットや指標達成のための行動計画（アクションプラン）、③モニタリング・評価メカニズムの策定を支援している。また、JICAは、アフリカ54カ国によるSDGs目標達成に向けた取組を推進することを目的としてルワンダ国に設立された独立・非営利の国際機関「アフリカ地域持続可能な開発目標センター（SDGC/A）」の活動計画策定支援も実施。今後、SDGC/Aによる①政策提言・研究 ②研修・能力開発 ③技術革新・イノベーションの推進等を通じて、アフリカ地域におけるSDGsの取組促進を図る予定。

また、アジアにおいては、これまで、主にASEAN諸国・諸都市を対象に、EAS環境大臣会合の枠組みで、環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナーとESC（環境的に持続可能な都市）モデルプログラムを実施。今後、ASEAN諸国の国レベルでのSDGsの環境側面での計画の策定及び実施の支援を推進する。

（科学技術イノベーション（STI））

SDGs17の実施手段のうち、STIの活用に関しては、科学技術外交の観点からは、「STI

for SDGs」の方向性を示した「未来への提言」を踏まえ、国連第2回STIフォーラムにスピーカーを派遣するとともに、グローバル課題解決のためのSTIを活用した国際協力における日本の経験を共有するサイドイベントを世銀と共催した（p.12-14参照）。また、STIの活用は、幅広いゴールの達成に横断的に関わる要素であり、以下のような代表例に加え、上記の各種取組において幅広く活用されている。

優先課題3の「科学技術イノベーションの国際展開」で述べた取組（p.31参照）

優先課題5の「気候変動対策」の下でのGEOを通じた地球観測等の研究（p.36参照）

優先課題6の「海洋科学技術に関する研究開発及び海洋調査の推進」に述べた取組（p.43参照）及び「環境状況把握」に述べた衛星を活用した研究開発（p.44参照）

（資金動員）

途上国の国内資金動員を促進するため、国際機関等を通じ、途上国の税制・税務執行に関する技術支援・能力構築支援を引き続き実施・強化していく。具体的には、国税庁・財務省による税制・税務執行改善に関するセミナーへの途上国の税務当局職員への招聘や、JICAを通じた国税庁の税務専門家の途上国への派遣といった2国間の支援を行うとともに、②OECDの租税専門家を派遣し、途上国の税務当局職員向けに租税

条約等についての研修会・講習会を行う OECDプログラムに対し、20年以上にわたり資金面・人材面で貢献。また、③途上国の国内資金動員を支援するIMFの旗艦マルチファンドである「歳入動員信託基金」に対して新規に約1,000万ドルを拠出（28・29年度）し、運営に積極的に参画。更に、ADBが立上げ予定のマルチファンドである国内資金動員信託基金（仮称）に約200万ドルを新規に拠出予定（29年度）。

また、日本は、JICAによる社会貢献債としてのJICA債（ソーシャルボンド）の発行を通じて、国内の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員している。

（海外投融資）

開発における民間セクターの役割増大を受け、開発途上国において民間企業が行う開発効果の高い事業に対して出資・融資を行うJICAの海外投融資を2010年に再開した。2017年3月末までの実績として、16件・計2,000億円超の民間事業への投融資を承諾している。

（途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査制度の新設）

他ドナーに先駆け、「途上国の課題解決型ビジネス（SDGsビジネス）調査」制度を新たに設置。独自の製品・技術やノウハウ等を活用してSDGsビジネスの形成・展

開を検討している日本の民間企業等から提案を募集し、調査を委託する。

JICAは、2010年より、日本企業によるBOPビジネス（貧困層が抱える課題の解決に貢献するビジネス）の推進を目的とする「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」を運用し、計10回公示、計114件を採択した。2017年より、BOPビジネス促進制度を発展させ、貧困層の課題に留まらない、より包括的な課題であるSDGsを対象に、民間企業との連携強化を目的として新制度の運用を開始した。

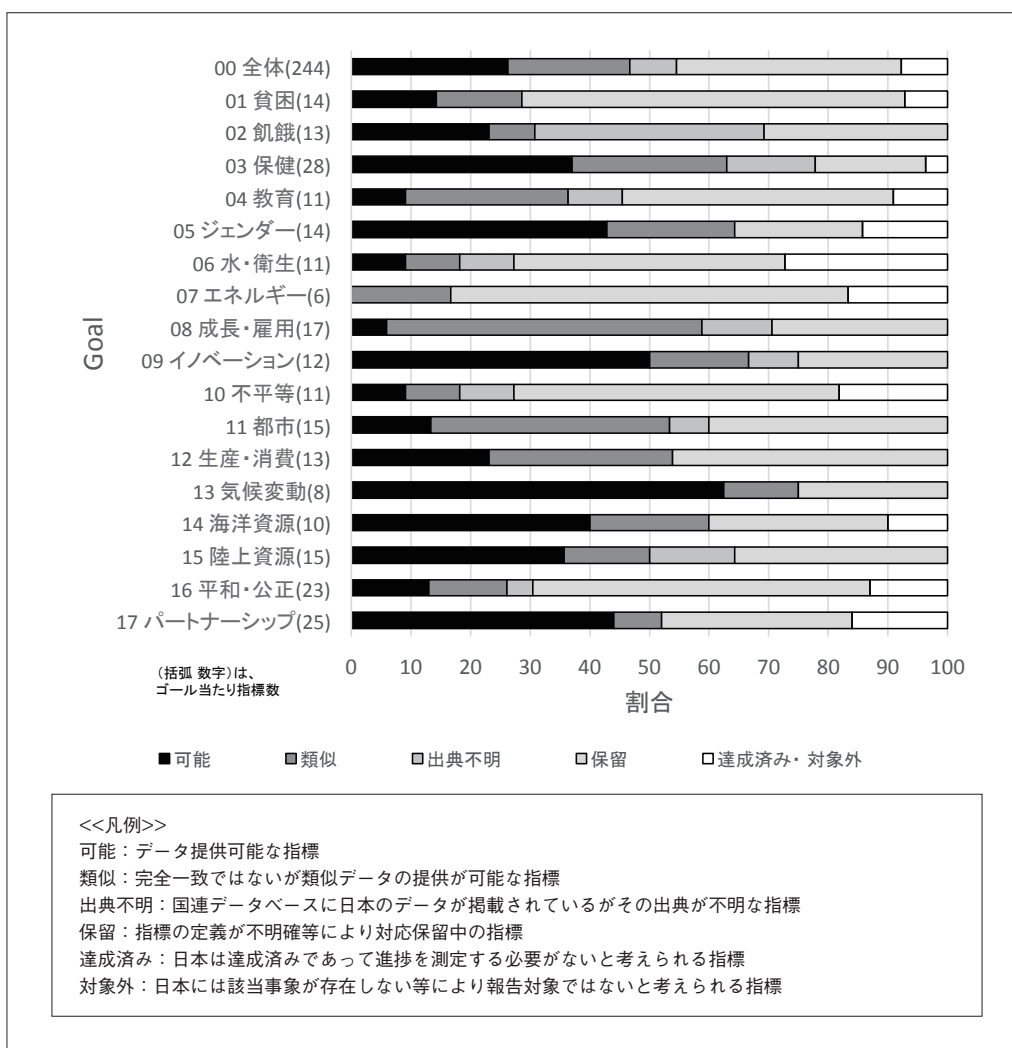
（途上国の統計能力構築支援）

アジア太平洋地域の開発途上国を中心に、各国統計部局の職員の統計作成能力及び統計研修能力の強化のための研修活動を行う国連唯一の統計研修機関である国連アジア太平洋統計研修所（SIAP）では、JICAとも協力してSDGsのモニタリングに関する研修等の事業を実施している。総務省は、SIAPが日本に設置された1970年から現金寄与、現物寄与（建物、施設等の提供等）及び役務の提供（職員の派遣）といった支援を実施しており、今後もSDGsに関連する研修を含め、各国統計部局の職員の統計能力構築のためのSIAPの事業に対し、引き続き支援を行っていく。

5 次のステップ

今後は、実施指針に掲げられた施策を着実に実施し、実施指針の最初の取組状況の確認及び見直し（フォローアップ・レビュー）を、2019年に開催される次回の首脳級のHLPFを見据え、2019年までを目処に実施し、その結果について適切な形で公表する予定。フォローアップ・レビューにおいては、優先課題の下での個別の施策が、本指針において定められた実施の主要原則に沿って実施されているかどうかを確認する。

また、グローバル指標又は我が国が独自に定めた指標に基づいた国連への取組状況の報告も、適切に行う。SDGs実施指針の決定を受け、グローバル指標の国連への報告に当たって、公的統計に基づいて日本から報告可能なデータの有無に関する政府内協議を実施した。その結果、proxy indicators（グローバル指標に完全には一致しないが、類似する指標）も含めると、SDGsの全244指標のうち、約40%の指標について、日本から報告が可能である見込み（2017年6月時点）。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



SDGsのロゴ, アイコンー国際連合広報センター

URL: http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/sdgs_icon/